2023 ·

労働組合のための 調査情報誌

[New Wave] 日々のくらしと住宅事情

UAゼンセン 副書記長 永井 幸子

【かいがい発】

民主主義ソーセージ

豪州ラトローブ大学名誉教授 社会学 杉本 良夫

# 集 貧困・セーフティネット

[] 子ども・若者支援プラットフォームの紹介

連合東京 政策局 局長 上本 俊之

② 住宅セーフティネットを改めて構築する:

コロナ禍前からポスト・コロナへ

11

認定NPO法人自立生活サポートセンター もやい 生活相談・支援事業コーディネーター 結城 翼

③ 困難を抱える子ども・若者支援を第一に

公益財団法人 あすのば 代表理事 小河 光治

4 ジェンダーからみるひとり親世帯:

母子世帯の貧困と固定化

21

神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 准教授 吉中 季子

5 日本のセーフティネット:

コロナ禍への対応を国際比較から考える

27

県立広島大学 保健福祉学部 助教 楊 慧敏

> 同志社大学 名誉教授 埋橋 孝文

Research Box

相対的貧困率は15.4%、ひとり親世帯の貧困率は5割 -厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」より-

【第25回労働調査セミナー】

39

33

第5回 次代のユニオンリーダー調査 パネルディスカッション(連載第2回)

ワンポイント・ブックレビュー

ショーン・フェイ著、高井ゆと里訳、清水晶子解説

『トランスジェンダー問題―議論は正義のために』

明石書店(2022年)

# 労働調査協議会

# 日々のくらしと住宅事情

# 水井 幸子 ●U Aゼンセン 副書記長

一気に春めきました。日課となった愛犬との 朝の散歩も真っ暗闇から抜け出せました。散歩 ルートでは春の花が次々と咲いています。この 季節の移ろいの勢いのまま、春の賃金引き上げ 闘争も大輪の花を咲かせたいものです。

犬とともに地元を歩きながら、最近気になることがあります。東京西部の実家周りの特殊事情かもしれませんが、長く野原などの空地や空き家だったところが、更地になり新しい家が建ち始めていることです。

実家も築数十年となり、そろそろリフォームが必要だと思い始めました。自分は若いころから自分で家を建てたいという思いがあり、職場の大先輩に勧められた財形制度で資金を貯めています。そろそろそのお金を使う時がくるのか…と思ったとき、そういえば、財形制度のこと、あまり知らないなあ、と…いまさらですが興味がわいて、ググってみました。

厚生労働省のホームページによると、「勤労者財産形成促進制度(財形制度)とは、給与からの天引きにより積立を行う「財形貯蓄」や、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う「財形持家融資」などにより、働く方の財産形成を国と事業主が支援する制度です。」とあります。基となる法律は「勤労者財産形成促進法」(昭和46年法律第92号)で、労働政策審議会では勤労者生活分科会で取り扱われています。

自分的には大変お世話になるだろう制度ですが、契約者数は昭和と平成の境目からずっと減少傾向のようです。制度の周知度もありますが、

昨今、投資も含めお金の増やし方の選択肢が増 えていることも原因のひとつかもしれません。

財形貯蓄の大きな特徴は「給与からの天引きにより積み立てを行う」ということだと思います。給与明細にはっきり記載されることは少なからず安心につながっています。

労働金庫連合会のホームページによりますと、財形貯蓄を導入するには、「事業主が制度として採用し…積立ては賃金(給料・賞与)から事業主が天引きし、契約者に代わって取扱金融機関に払い込む方法(賃金控除・払込代行)で行います。」とあります。事業主が導入を検討する、としても、賃金からの天引きですので、労使協定の締結が必要です。従業員の過半数で組織する労働組合があれば当該労働組合が当事者となりますので、労働組合にとっても大切な制度のひとつといえるのではないでしょうか。

春の労働条件闘争において、UAゼンセンでは正社員とパートタイマー・契約社員等との間の雇用形態間格差の是正にむけて、手当や福利厚生の均等・均衡にも取り組んでいますが、財形について全社員を対象とすることに取り組むところもあります。同一労働同一賃金の法制化で雇用形態間の不合理な格差は縮小傾向ですが、組合員の生活を支える財形のような制度も積極的に交渉のテーブルにあげて話し合ってほしいと思います。

家をリフォームするときには愛犬にもやさしい家にしたいなあ。財形住宅貯蓄の残高を眺めながら妄想する時間をお許しください。



# 民主主義ソーセージ

# すぎもと よ し お **杉本 良夫** ●豪州ラトローブ大学名誉教授 社会学

国政選挙や州選挙の日には、あちこちでいい匂いがする。学校や公民館、教会などの公共施設に設けられた投票所の入り口付近で、有志がソーセージのバーベキューに精出しているからだ。食パンにくるまれた、あつあつのオーストラリア式ホットドッグである。投票をすませた人たちの何人かが、出来たてを買って、ほおばっている。味付けのトマトソースのかけ具合も重要だ。ネット上では、どの投票所のソーセージがおいしいかという情報が飛び交ったりもする。ちょっとしたお祭り気分である。

オーストラリアでは、投票日は土曜日と決まっている。投票は権利であると共に義務なので、投票率はいつも90パーセントを割ることがない。18歳になって成人すると、投票権と投票義務が同時発生するわけだ。正当な理由なしに投票に行かないと、罰金を取られる。

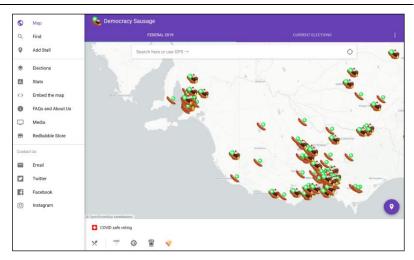
罰金を伴う全員投票制は、1924年から始まって、ほぼ一世紀の歴史がある。世界でも珍しいシステムだが、すっかり定着している。罰金の額は昨年の国政選挙では20オーストラリア・ドル(約1,800円)。州選挙や自治体選挙では場所によって異なるが、1万円ほどのところもある。催促状が来ても無視し続けると、罰金額が何倍にもなる。

罰金を伴う全員投票制の導入当時、反対意見が なかった訳ではない。低収入や低学歴の人が棄権 しがちだったので、この人たちが全員投票すると なると、高収入者や高学歴者から支持を受けてきた保守派が損をするという議論があったからだ。 しかし、ふたを開けてみると杞憂だったことが分かっただけではない。「投票者の過半数」ではなく、「有権者の過半数」が政権を握るというシステムこそ民主的だという考えが説得力を持ち、長く根付くこととなった。

もっとも、投票所へ足を運ぶ義務はあるが、投票用紙に何を書き込もうが、本人の勝手だ。白票でも、落書きでもかまわない。とは言っても、実際には、自分の考えに近い候補者に投票する人がほとんどだ。

投票用紙には、立候補者全員の名前が羅列してあり、各候補者の名前の左側に四角い箱が印刷してある。その箱の中へ、当選して欲しい候補者順に番号を打っていく。例えば、5人が立候補していて、3行目の候補者に当選してもらいたいと思えば、その候補者の名前左の箱に「1」と書き込む。次が5行目の候補者なら、その左に「2」と記入し、絶対落選してもらいたい候補が1行目にあれば、その名前の横に「5」と書く、といった具合である。全部の候補者に「1」から「5」まで番号を打たなければ、無効票となってしまう。優先順位連記方式というやり方だ。

投票所の入り口には各陣営が人を送って「投票 の手引き」を、やって来た有権者に配っている。 「こういうふうに優先順位を振り当ててくださ



投票所のソーセージを紹介するWebサイト

(引用元: "Democracy Sausage" https://democracysausage.org/)

い」というお願いの紙である。

夜になって、いよいよ開票となると、有権者の 過半数が「1」を付けた候補者の当選が各選挙区 で続々確定していく。ただ、問題はどの候補者も 過半数に満たない選挙区だ。ここからこみ入った 「優先順位の分配」という作業が行われる。計算 式はややこしい。落選していく候補者に票を投じ た選挙人の意向が「死に票」にならないような手 続きが取られていて、候補者のうちのひとりが過 半数になるまで、「分配」が続く。

こうした複雑な開票過程なので、当選者全員が 決まるのには1週間以上かかることもある。何と か即日確定とはいかないものかと思ったりもする が、民主主義には時間がかかるということか。

オーストラリアは選挙先進国という面を持っている。今日では世界中どこでも、投票する人は自分の名前を書かない「無記名投票」がごく普通だが、こうしたやり方はオーストラリアが世界初だった。このため、この方式は英語では「オーストラリア式投票(Australian ballot)」とも呼ばれる。1856年のタスマニア州の選挙で「秘密投票」が初めて採用され、これをもって嚆矢とするそうだ。

選挙運動のやり方も、日本とは違う。ラウド・スピーカーで、候補者の名前を連呼して「よろしくお願いします」と車から大声で叫ぶ風景は見られない。拡声器でガンガンやったりするとひんし

ゅくを買って、落選確実だ。候補者はスーパー・マーケットや主要駅などの人の往来が激しいところに立って、静かに自分の政策を訴えるのが常道である。

オーストラリアでは、保守連合と労働党の2大 政党の間で、何度も政権交代が行われている。目 下、国政は労働党が与党だ。近年は緑の党も実力 をつけてきた。

全員投票制と優先順位連記制の組み合わせは、 政党間の競争を穏やかにして、ポピュリズムの台 頭を防ぎ、中道政治を継続させがちになるという。 各立候補者は、全有権者の意見に目配りしなけれ ばならないので、少数派の主張が国政や州政に汲 み上げられやすい。新たに国籍を取った移民の人 たちも政治への影響力を持つ道が開かれているた め、極端な行動に走る確率が低いともいわれる。

さて、冒頭のバーベキューには、「民主主義ソーセージ(democracy sausage)」の名もある。この表現は2016年の「今年の言葉」に選ばれた。この年の総選挙では、当時のマルコム・ターンブル首相が投票所で、出来たてのソーセージにぱくついて、こう話したという。「オーストラリアの民主主義は、ソーセージがジュージューと煮上がっていく香りなしには成り立たない」。けだし、名言である。



# 特 集 貧困・セーフティネット

コロナ禍には「貧困やセーフティネット」を巡る 社会的な課題が浮かびあがった。 一方、社会活動が平常化に向かうなかで、 「貧困やセーフティネット」への関心が薄れてしまうことが危惧される。

本号は「貧困やセーフティネット」の現状や課題について、 それぞれの立場からご執筆頂いた。

# 特集

# 子ども・若者支援プラットフォームの紹介

うぇもと としゅき **上本 俊之 ●**連合東京 政策局 局長

# 1.

# 1. はじめに

子どもの貧困が深刻である。問題は従前より指摘されていたが、2020年以降、新型コロナウイルスの感染が拡大し、就労制限等により生活困窮に苦しむ子育て世帯の状況がメディアで報じられ、社会に広く知られることとなった。連合東京は、これらの問題解決に向け、労働組合の社会的役割を果たすべく、各種団体とともに「子ども・若者支援プラットフォーム」(以下、「PF」という)を設立した。本稿では、その取り組みを紹介する。

# 2.子ども・若者の困難と貧困の 連鎖

### (1) 子どもの貧困

政府の調査では、日本の17歳以下の子どもの相対的貧困率は、1997年以降、13%台から16%台で推移し、2018年は13.5%という状況である¹。貧困の状況にある子どもは、251万7,210人と推計される²。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は、48.1%と高い³.⁴。母子世帯は、平均の稼働所得が231万1,000円、総所得は306万円であり、その86.7%が、生活が「苦しい」状況にある⁵。シングルマザーの就業率は86.3% 6と高い。シングルマザーの大多数が「働いているのに生活が苦しい」

<sup>1.</sup> 厚生労働省(2019)「2019年国民生活基礎調査」。相対的貧困率は、貧困線に満たない世帯員の割合。貧困線は、 等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分。2018年の貧困線 は127万円、全世帯の相対的貧困率は15.4%。

<sup>2.</sup> 総務省統計局「人口推計(2018年10月1日現在)」の17歳以下の日本人人口に13.5%を乗じたもの。

<sup>3.</sup> 厚生労働省(2019)「2019年国民生活基礎調査」

<sup>4.</sup> OECD調査でみても、日本のひとり親の貧困率は、世界44か国のうちブラジル、南アフリカに次いで3番目に高い。OECD「Family Database CO2.2: Child poverty」。調査年は2018年または最新の利用可能年。

<sup>5.</sup> 厚生労働省 (2019)「2019年国民生活基礎調査」。シングルマザーの31.8%が「貯蓄がない」、25.8%が「借入金がある」と回答。

<sup>6.</sup> 厚生労働省 (2022) 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査 (2021年11月実施)」では、母子世帯の母の就業率は 86.3% (2016年は81.8%)、父子世帯の父の就業率は88.2% (同85.4%)。

状況にある。2020年以降の新型コロナウイルス感 染拡大は、ひとり親世帯の生活を直撃した。民間 調査によると、同年6月、児童扶養手当受給者・ 非受給者の約8割が、勤務時間の減少、休業、解 雇等の負の影響を受け、7割以上が、同年1-2 月期より収入減または無収入となった7。

### (2) 社会的養護下で育つ子ども・若者の困難

厚生労働省の調査によると、2021年3月時点で、 保護者の不在、虐待、貧困等の事情により、児童 養護施設、乳児院、里親制度など、社会的養護下 で生活する子ども・若者は、約4万2,000人いる 8。これまで児童福祉法では、一部措置延長を行 うケースがあるが、社会的養護下での養育措置は 原則18歳までとなっていた。高校卒業後、児童養 護施設等の退所者は「ケアリーバー」となり、就 学、就労のいずれの場合でも、住居費、生活費を 自ら稼がなければならず、頼れる大人が少ない状 況となる。民間調査<sup>9</sup>によると、退所者の進路は、 就労が53.5%と多く、就学は36.3%と少ない10。 退所者は主に「生活費や学費のこと」、「将来のこ と」、「仕事のこと」で困り、不安を抱えている。

#### (3) 貧困の連鎖

貧困世帯に育つ子どもは、学力、健康、家庭環 境等の様々な面で不利となり、貧困は大人になっ ても持続し連鎖する11。貧困の連鎖の様々な経路

(パス) に、子ども期の貧困、低学歴、低賃金労 働、低所得、生活困窮という「学歴ー労働パス」 が存在する12。また、内閣府の調査報告書では、 保護者の貧困が、子どもの学習成績や進学等の人 的資本、学習習慣等の文化資本、相談相手等の社 会関係資本の獲得を困難にし、将来の仕事、収入、 家庭等の地位の達成を困難にしている一子どもの 貧困へと連鎖していると説明されている<sup>13</sup>。

# (4) 子どもの貧困対策

2014年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」 が施行、その後、都道府県や区市町村にて子ども の貧困対策計画が策定され、政府や各自治体にお いて、教育支援、保護者の就労支援、生活支援、 経済的支援を柱とする様々な対策がすすんでいる。 区市町村では、生活困窮者自立支援制度の任意事 業として生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援 事業が実施され、学習支援団体や子ども食堂等が その役割を担っている。社会では、子ども食堂が 増え、2022年は7,363か所(東京都は839か所)と なり、2021年から1,349か所増加した<sup>14</sup>。また、 2022年6月、児童福祉法が改正され、2024年4月 から、児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要 件等が弾力化、原則18歳までとしていた年齢制限 が撤廃され、生活相談や就労相談等の自立支援を 行う事業所の整備を推進することとなった。

<sup>7.</sup> NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ (2020)「ひとり親家庭への新型コロナウィルス (COVID-19) の影響に 関する調査」。2020年6月調査実施。

<sup>8.</sup> 厚生労働省(2022)「社会的養育の推進に向けて」2022年3月31日

<sup>9.</sup> 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実 態把握に関する全国調査」2021年3月

<sup>10.</sup> 厚生労働省(2022)「社会的養育の推進に向けて」の調査でも、2022年の大学進学率は、全国平均の52.7%に対し、 児童養護施設出身者は17.8%、里親家庭出身者は30.3%とともに低い。

<sup>11.</sup> 阿部彩 (2008) 『子どもの貧困-日本の不公平を考える』 岩波書店

<sup>12.</sup> 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ-解決策を考える』岩波書店

<sup>13.</sup> 内閣府(2021)「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」総括(小林盾子供の生活状況調査の分析に関する検 討会座長)

<sup>14.</sup> NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ (2022)「こども食堂全国箇所数調査」2023年2月13日確定値

# 3. PFの設立

# (1) 連合東京「今だからこそ助け愛のセーフティネットを広げよう」活動

2020年2月頃から新型コロナウイルスの感染が拡大し、多くの子ども食堂が活動を制限せざるを得ず、活動を休止またはフードパントリーに変更する等の対応を迫られた。連合東京は、こうした子ども食堂等を応援するため、構成組織よりカンパ金を募り、2020年8月、連合東京の地域組織とつながりがあり早急に支援が必要な20団体を対象に、合計660万円の活動資金を寄付した。

### (2) PFの設立

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、ひ とり親世帯の生活困窮、子どもの貧困がより深刻 化した。連合東京は、2020年10月開催の定期大会 において、貧困の連鎖の課題解決に向け、子ども の教育支援と就労支援等を行うPFの設立につい て方針を決定した。その後1年間、連合東京が呼 びかけ、東京労働者福祉協議会、東京労働者福祉 基金協会、子どもの学習支援を行う認定NPO法 人キッズドア、困難を抱える若者の就労支援を行 う公益社団法人ユニバーサル志縁センターの賛同 を得て設立準備委員会を設置し、PFの設立準備 をすすめた。また、連合東京「今だからこそ助け 愛のセーフティネットを広げよう」活動の寄付先 の子ども食堂にPFへの参加を呼びかけ、そのう ち子どもの学習支援活動の新規実施を希望する2 団体と、認定NPO法人キッズドア、連合東京が 連携し、同活動の実施準備をすすめた。2021年11 月、設立準備委員会の5団体、10か所の子ども食 堂にて設立総会を開催し、PFを設立した。PF の愛称はHOPE、「ほっぺ」と読む。HOPE

は、Happiness (幸せ)、Opportunity (機会)、Passion (情熱)、Education (教育)の頭文字をとり、「幸せの機会を情熱の教育で創る」という想いを込めている。

# 4. PFの組織・事業

PFの組織および事業は、以下のとおりである。 なお、PFは設立時、子ども・若者を継続的に支 援するため、短くとも10年間、組織・事業を継続 することを確認している。

### (1) 目標

- ①支援した子ども・若者が学び、就労すること を通じて自立した生活を送れること。
- ②支援した子ども・若者が P F や各団体とつながりを保ち、困ったときに相談できる仕組みとすること。
- ③ P F と各団体・企業が連携し、子ども・若者 に対して切れ目ない支援を行うこと。

#### (2) 組織体制(2023年3月現在)

PFは設立以降、より多くの団体や企業等に参加や協力が得られるよう呼びかけを継続している。

## ①団体会員(5団体)

連合東京

- 一般社団法人東京労働者福祉協議会
- 一般財団法人東京労働者福祉基金協会 公益社団法人ユニバーサル志縁センター 認定NPO法人キッズドア

### ②参加団体(10団体)

一般社団法人あだち子ども支援ネット・"が きんちょ"ファミリー

NPO法人めぐろ子どもの場づくりを考える 会・こどもば

一般社団法人ベジモア食育協会

NPO法人らいおんはーと

NPO法人台東区の子育てを支え合うネット ワーク~たいとこネット~

にこにこ食堂

NPO法人みなと子ども食堂

クロモンこども食堂

NPO法人Pista (ピスタ)

NPO法人アマフェッショナルTAMA

### ③賛助会員(29組織)

連合東京加盟の産業別労働組合、労働組合 (単組、支部等)、関係団体

#### 4)理事会

団体会員から選出し、事業の職務を執行する。

## ⑤企画·運営委員会

団体会員から選出し、事業および組織運営に 関する事項の検討等を行う。

#### ⑥事務局

連合東京内に置き、担当局長が務める。

### (3) 財源

東京労働者福祉協議会、東京労働者福祉基金協 会、連合東京加盟産業別労働組合等の賛助会員か らの寄付金を主な財源とする。また、今後2023年 中に、専用アプリからの個人募金を開始する予定 である。

### (4) 事業

### ①教育支援

子ども食堂における学習支援活動の新規実施 や拡充を支援する。学習会の主な対象は小学生 中学年から中学生、目的は学習習慣の定着とす る。同事業の基本的なスキームは、次のとおり である。

- ○参加団体の子ども食堂のうち、学習支援 活動を新規実施または拡充したい子ども 食堂を募集する。
- ○子ども食堂が、活動地域において、学習 支援を希望する児童・生徒を募集し、同 時に学習支援ボランティアを募集する。 連合東京は、構成組織を通じて学習支援 ボランティアを募集する。
- ○認定NPO法人キッズドアが、子ども食 堂に対して、学習支援活動の準備段階か ら開始後または拡充後の一定期間、運営 マネージャーの研修、学習支援ボランテ ィアの研修、それらのチームビルディン グ、活動における子どもへの接し方の助 言等の伴走支援を行う。
- ○PFが、認定NPO法人キッズドアによ る伴走支援の費用、学習支援ボランティ アの交通費を負担する。

2021年11月のPF設立当初に2団体が、2022年 12月に1団体が、学習支援活動を開始した。2023 年3月現在、1団体が同年中の活動拡充に向けて 準備をすすめている。学習会の運営や学習内容等 については、当該団体の各種資源の状況、行政や 地域住民との関係などを踏まえ、当該団体に合っ たものとしている。

### ②就労支援

中高校生から概ね20歳までの若者向けに、企業等の職場見学や職業体験を実施する。また、小中学生向けに、企業見学や働く大人と交流する機会を提供する。2022年は、小中学校の夏休み期間中の8月に、ヤマト運輸株式会社およびヤマト運輸労組南東京支部の協力により、羽田クロノゲートの施設見学会を開催した。子ども食堂を利用する小学生と保護者等が参加し、施設見学、物流の仕組みや宅配の仕事の説明、10tトラックの乗車体験等を実施した。

### ③政策提言

連合東京が東京都に対し、連合東京の4ブロック地域協議会・29地区協議会が区市町村に対し行う政策・制度要求において、PFの団体会員や参加団体の意見を反映した子ども・若者支援に関する政策提言を行う。2022年は、生活困窮者自立支援、子ども・子育て支援、就労支援、児童養護施設退所者への自立支援の拡充、教育費の無償化・負担軽減等を要求した。2023年3月までに、東京都、区市町村からこれらの要求に対する回答を受理しており、一部施策に進捗が見られる。

#### 4情報提供·共有

インターネット上のPFウェブサイトにおいて、組織、事業・各種活動の情報を発信している。また、認定NPO法人キッズドアの無料オンライン学習会、認定NPO法人キッズドア基金の奨学金、東京労働者福祉協議会の構成団体の奨学生制度など、団体会員や参加団体から子ども・若者支援に関する情報を提供・共有する。この他、社会一般向けの情報発信のほか、活動資金の寄付の呼びかけ、学習支援の実施を希望する子ども食堂の募集を行う。2023年中に、子

ども・若者支援の公的制度、ボランティア登録に関する情報を掲載する予定である。併せて、組織、事業・各種活動等の説明チラシを作成、関係各位に配付し、一般向けにウェブサイトからダウンロードできるようにしている。また、PFは、「社会全体で子どもを大切にする機運の醸成」を目的とする「東京都こどもスマイルムーブメント」に参画しており、同事業のウェブサイトでPFの活動が紹介されている。設立以降、これらの情報を見た都内の高校生や埼玉県内の中学生、関係団体等から訪問取材を受けている。

#### ⑤その他

物資支援活動として、連合東京の多くの加盟 組合から企業製品、災害備蓄品、食材等の物資 の提供を受け、子ども食堂等へ提供している。 また、2023年1月より、連合東京運動に関わっ た役職員OBGや議員等で一定条件を満たす者 を「居場所サポーター」とし、一定要件の子ど も・若者の居場所運営を業務委託し、運営支援 金を支給する取り組みを開始した。2023年3月 現在、1団体と業務委託契約を結んでいる。

# 5. PF教育支援事業:子ども 食堂における学習支援

# (1) 足立区 一般社団法人あだち子ども支援ネット"がきんちょ"ファミリー

2021年12月より、学習会「"がちゃ"スクール」を開講した。塾や学習会に通っていない子を対象としている。水曜日の16時から、小学生、中学生、高校生が、毎回3~4人ずつ参加している。毎回5~6人の学習支援ボランティアが、小中高生に対応している。

学習会の特徴は、学習習慣の定着とともに、困

難を抱える家庭の子や居場所がないと感じている 子ども達が安らげる居場所づくりを目的としてい ることである。大山代表は、「週に1回、1~2 時間という短時間の開講ですが、学習習慣の定着 という意味では十分だと考えています。その時間 が、いろいろな人とふれあっておしゃべりをして、 親に話さないことまで話せるような『解放の時間』 になっているようです」と語っている<sup>15</sup>。

# (2) 目黒区 NPO法人めぐろ子どもの場づくり を考える会・こどもば

2021年12月より、学習会「スマイルスタディル ーム」を開講した。塾や学習会に通っておらず、 毎週参加できる子を対象としている。火曜日の17 時半から小学生が毎回6~7人、土曜日の17時か ら中学生が毎回6~7人参加している。小学生、 中学生に、毎回3~4人ずつの学習支援ボランテ ィアが対応している。子どもの要望や学習支援ボ ランティアの意見をうけ、今後、中学2年生向け の英語学習会や中学3年生向け学習会を開催する 予定である。

学習会の特徴は、一定程度の学習習慣が身につ いており、学力向上を求める子が多いことである。 また、学習支援ボランティアと定期的な活動の振 り返りやフォローアップ研修を行い、課題を共有 して学習会を運営している。横山代表は「わから ないことを勉強してわかりたい、知りたいと思え るよう、少しずつ苦手な部分にも向き合えるよう に導いていきたい」「(ボランティアについて) い ろんな方の力を借りた方が知恵も経験値も入って きます。…組織としても継続しやすい」と語って いる<sup>16</sup>。

### (3) 港区 NPO法人みなと子ども食堂

2022年12月より、学習会を開講した。みなと子 ども食堂を利用する子を対象としている。月曜日 の16時半から毎回9~10人の小学4~6年生が参 加し、毎回10~11人の学習支援ボランティアが対 応している。2023年4月より、子どもの人数が10 人から15人に増える予定である。

学習会の特徴は、子どもと学習支援ボランティ アが極力マンツーマンとなるように努めているこ と、3人のマネージャーが交替で運営しているこ とである。

みなと子ども食堂は、学習支援ボランティア説 明会において、学習会について「参加する子ども たちとボランティアの皆さんが、安全に安心して 過ごせる場所を提供することが、私たちの一番の 目標です。…子どもたちが一生涯にわたり主体的 に学ぶ姿勢を身に着けてもらうことを目指してい る」と説明している<sup>17</sup>。

# 6. おわりに

PFは引き続き、「誰一人取り残さない」を合 言葉に、子ども・若者の現在と未来を支援するた め、貧困の連鎖の要因とされる課題の解決に向け て、子どもの教育支援、若者の就労支援等を中心 に各事業を着実に推進する。

PF事業において、連合東京は、労働組合が有 する「人や組織のつながり」という資源やコーデ ィネート能力を活かし、参加団体の拡大、資金の 確保、学習支援スキームの組み立てや活動の立ち 上げ、就労支援活動における各種企業との連携等 の多くの役割を果たしている。そして、子ども食

<sup>15.</sup> 子ども・若者支援プラットフォームウェブサイト参加団体インタビュー

<sup>16.</sup> 子ども・若者支援プラットフォームウェブサイト参加団体インタビュー

<sup>17.</sup> 子ども・若者支援プラットフォームウェブサイト

堂での学習支援活動における社会人ボランティア や、「居場所サポーター」事業には、組合役員や 組合員、組合役員OBが参加している。「誰一人 取り残さない」社会の実現のため、組合役員、組 合員が社会課題解決の取り組みに参画する。これが、労働組合活動に携わる人々の「現在地」である。

# 参考

[子ども・若者支援プラットフォーム (HOPE) ウェブサイト]

https://hope-tokyo.jp/

# 特集乙

# 住宅セーフティネットを改めて構築する: コロナ禍前からポスト・コロナへ

●認定NPO法人自立生活サポートセンター もやい 生活相談・支援事業コーディネーター

# 1. はじめに

本稿では、新型コロナウイルスの感染拡大(以 下、コロナ禍)を受けてのセーフティネットの課 題について、住まいの確保の困難に焦点を絞って 論じる。本稿の主張は次の通りである。第1に、 日本の住宅政策は賃貸住宅で生活する単身者に対 する恒久的かつ一般的な支援を欠如したまま整備 されてきた。2015年に生活困窮者自立支援制度の 一環として導入された住居確保給付金は、コロナ 禍を受けて支援対象を広げたものの、一時的かつ 限定的な住宅手当に留まっている。第2に、とり わけ大都市部において住宅確保の困難が高まり、 2000年代以降違法もしくは脱法的な住宅、ないし は合法ではあっても居住者の権利が保障されない インフォーマル・ハウジングが増加してきたとみ られる。こうした事態の解決のためは、住宅手当 の制度化に留まらない根本的な政策的介入が必要 である。

# 2. 一般的な住宅手当の不在

戦後まもなく日本では住宅政策の三本柱となる 住宅金融公庫法(1950年)、公営住宅法(1951年)、 日本住宅公団法(1955年)が制定された。これら は一方では戦後における住宅不足に対応するため に用意されたものであるが、他方では戦後の開発 主義国家体制を補完するという側面も持っていた。 戦後住宅政策は主に中間階層の標準世帯による持 ち家の取得を支援し、大量の住宅建設による内需 の創出を促進するものだったのである(本間 1996)。さらに、バブル経済崩壊後には住宅政策 の新自由主義化――公的な住宅供給の削減と民間 開発の促進--が進められた (平山 2020)。中で も、2000年代からは公営住宅団地の建て替え、複 数の団地の集約、売却などにより、公営住宅のス トック自体が減少傾向に転じ、すでに乏しかった 低所得層向けの住まいのセーフティネットはさら に縮小してきたのである¹。

<sup>1.</sup> 国土交通省社会資本整備審議会住宅宅地分科会新たな住宅セーフティネット検討小委員会において東京都都市整 備局が提出した資料によれば、2015年時点で東京都では居住者のいる住宅のうち公営住宅が占める割合はわずか 3.9%にとどまっている。

きことがある。第1に、単身者はこれらの政策の 支援対象からは長らく排除されており、とくに公 営住宅に関しては1980年まで原則的に単身者を受 け入れていなかった。2012年以降は自治体ごとに 条例で条件が決められることとなったものの、多 くの自治体では単身者向け住宅は限定的な運用と なっている。第2に、低所得層向けの恒久的で一 般的な住宅手当が今日に至るまで整備されていな い。現状、賃貸住宅入居者に対する公的な手当は 生活保護制度の住宅扶助か、2015年に開始された 生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金に限ら れている。コロナ禍を受けて、2020年4月20日に 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する 省令(令和2年厚生労働省令第86号)により、 「主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内であ る場合」という要件が、「もしくは個人の責任・ 都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と 同程度まで減少している場合」へと拡大され、給 付期間も延長された。この改正を受けて、住居確 保給付金の利用者は一度目の緊急事態宣言発出時 前後をピークとして全国的に大幅に増加したもの の、その後急減している (安藤ほか 2022)。つま り、持家を取得できるほどの所得はなく、かとい って生活保護制度の対象ともならない低所得層に とっては民間賃貸住宅が安定した住まいを確保す るほぼ唯一の選択肢でありながらも、恒久的かつ 一般的な住宅手当は未だ整備されていないのであ る。

日本の住宅政策に関して、2点強調しておくべ

# 3. 悪化する民間賃貸住宅への アクセスとインフォーマル・ ハウジング

住宅に関するセーフティネットが乏しい状況の 中、とくに大都市部においては手ごろな民間賃貸 住宅が減少しており、住居費負担が増加している。 東京では住宅政策の新自由主義化と並行して「都 市再生」政策が推進され、民間による都心再開発 を経済成長の要として促進する「起業家主義的」 都市政策が導入された(上野 2008、高木 2016な ど)。これに伴い東京都特別区では60,000円未満 の低家賃住宅が1993年から2018年にかけて実数・ 割合ともに大きく減少している(表1)。

なお、全国消費実態調査の匿名データをもとにした研究によれば、雇用の不安定化と所得の低下を背景として、とくに若年層、単身女性、シングルペアレント世帯において世帯支出に占める住居費負担の割合が1989年から2004年にかけて増加していることが指摘されている(川田・平山 2016)。地域レベルないし個人レベルでの家賃の動向と住居費負担の動向を直接対応させることができるデータがないため、これらのデータを合わせた際の解釈には注意が必要であるが、全国的に住居費負担が増加しているなか、少なくとも大都市部ではさらに低家賃住宅の減少が低所得世帯の負担となっているとみられる。

こうした状況の中で、とりわけ大都市部でインフォーマル・ハウジングの存在が2000年代以降明らかになってきた。インフォーマル・ハウジングとはもっぱらグローバル・サウスにおけるスラムやスクウォッター・コミュニティのように、公有地の不法占拠をともなう住まいを指して使われてきたが、近年ではそれ以外の地域で、土地自体は合法に取得されたものの土地利用や建築に関わる法規に違反した住宅の増加が指摘されており、Shrestha et al. (2021) は住宅を生産、供給、そして融通 (negotiation) するさまざまな非標準的な手法をまとめてインフォーマル・ハウジング・プラクティスと呼んでいる。これらの議論を踏まえてここではひとまず違法もしくは脱法的な住宅、もしくは合法ではあるものの居住者の権利

が保障されない住宅を広くインフォーマル・ハウ ジングと呼ぶ。

このような意味でのインフォーマル・ハウジン グの日本における代表例はネットカフェ等であろ う。コロナ禍初期の緊急事態宣言時に、東京都で ネットカフェ等の休業要請がなされたことにより 路頭に迷う人が続出したことは記憶に新しいが、 コロナ禍前の2017年時点で、こうした人びとは東 京都内だけで約4,000人に上ると推計されていた。 このうち8割以上がネットカフェ等に寝泊まりし ながら主に派遣もしくはパート・アルバイト等の 仕事をして収入を得ているが、9割以上が住宅確 保に困難を感じている (東京都福祉保健局 2018)。 その理由として最も多い回答は「アパート等の入 居に必要な初期費用(敷金等)をなかなか貯蓄で きない」(62.8%)であり、次いで「アパート等 に入居しても家賃を払い続けるための安定収入が ない(不安がある)」(33.3%)、「アパート等の入 居に必要な保証人を確保できない」(30.9%)と なっている。つまり、就労収入があるにもかかわ らずネットカフェ・ホームレスが住宅にアクセス できない理由には、月々の家賃の支払いに加えて、 初期費用や連帯保証・緊急連絡先という問題があ るのである。

ここには日本の民間賃貸住宅市場における慣行 が大きくかかわっている。民間企業による調査報 告によれば、東京都では敷金・礼金がゼロの物件 の割合は10.3%と全国平均よりも低く、敷金・礼 金の合計は平均で賃料の1.68か月分である(東急 住宅リース株式会社・ダイヤモンドメディア株式 会社 2019)。これに加えて、実際の入居の際には 不動産会社の仲介手数料や各種保険料など多額の 初期費用がかかる。さらに、近年では賃貸借契約 に際して、連帯保証人の代わりに家賃債務保証会 社の利用が一般的となってきているが2、これを 利用するために必要な緊急連絡先を提供できない 場合には物件の審査もままならない。

フォーマルな住宅へのアクセスの困難さを背景 として、借主の権利保護を骨抜きにするために賃 貸借契約ではなく「施設付鍵利用契約書」などを 結ばされる「脱法ハウス」が増加してきた(稲葉 2009)。これと関連して、建築基準法等に違反し たシェアハウス等の存在が2010年代に明るみとな り、国土交通省は2013年以降こうした「違法貸し ルーム」の疑いがある物件の情報提供窓口を設置 し、これに基づき調査と是正指導を行っている。 2018年度の調査の結果、調査対象となった物件 2,078件のうち、建築基準法違反が判明した物件 は1,469件に上り、とりわけ東京都では1,583件の 調査対象のうち1,164件が建築基準法違反と判断 されている。低所得層にとってフォーマルな住宅 としてはほぼ唯一の選択である民間賃貸住宅への アクセスが悪化している中、こうした権利保障の 乏しいインフォーマル・ハウジングに依存せざる を得ない事態がコロナ禍以前から続いているので ある。

<sup>2.</sup> 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の2014年度「家賃債務保証会社の実態調査報告書」によれば、2014年時点で 対象となった賃貸借契約のうち56%で家賃債務保証会社が利用されており、2022年12月2日に開催された第4回家 賃債務保証業者会議では国土交通省の担当者から全賃貸取引の8割で家賃債務保証が利用されているとの報告があ った。

表 1 東京都特別区における低家賃住宅の推移(1993年から2018年)

	低家賃住宅の数		――― 借家総数に対する割合			
	1993	2018	2018-1993	1993	2018	2018-1993
東京都	1,218,700	964,800	-253,900	49.3	31.2	-18.1
特別区	797,590	597,700	-199,890	45.6	25.6	-19.9
千代田区	3,630	2,790	-840	74.4	13.5	-60.9
中央区	5,680	5,410	-270	45.9	10.6	-35.3
港区	15,570	8,290	-7,280	51.4	13.3	-38.1
新宿区	31,550	22,160	-9,390	44.3	22.8	-21.5
文京区	14,360	8,050	-6,310	39.5	13.0	-26.4
台東区	11,020	7,340	-3,680	39.9	13.9	-26.0
墨田区	20,710	15,580	-5,130	49.2	21.6	-27.6
江東区	42,750	30,760	-11,990	60.3	25.2	-35.2
品川区	30,290	21,230	-9,060	43.5	19.5	-24.0
目黒区	17,940	10,210	-7,730	33.3	15.8	-17.5
大田区	58,330	43,440	-14,890	43.0	24.7	-18.3
世田谷区	75,690	48,520	-27,170	38.5	24.0	-14.5
渋谷区	15,080	9,190	-5,890	35.7	13.7	-22.1
中野区	32,390	25,750	-6,640	39.6	23.1	-16.5
杉並区	48,230	38,670	-9,560	37.9	25.8	-12.0
豊島区	32,840	18,790	-14,050	45.9	20.6	-25.3
北区	48,640	31,940	-16,700	59.7	32.6	-27.1
荒川区	16,030	10,340	-5,690	54.4	24.9	-29.6
板橋区	54,640	55,030	390	50.0	35.0	-15.0
練馬区	54,780	49,610	-5,170	39.9	29.2	-10.7
足立区	77,540	55,680	-21,860	61.1	42.2	-18.9
葛飾区	44,410	35,150	-9,260	56.3	42.5	-13.9
江戸川区	45,540	43,800	-1,740	40.1	31.2	-9.0

出所:住宅・土地統計調査より筆者作成3

<sup>3.</sup> ここでは「低家賃」の操作的定義を家賃60,000円未満としている。これは、都内における生活保護制度の住宅扶助 基準の上限額が単身で53,700円であることを踏まえて設定している。複数人世帯の場合には上限額は60,000円を超えること、さらに2015年から床面積別に住宅扶助が減額される措置が取られていることには留意が必要である。



# 4. 終わりに:これからの住宅 セーフティネット

コロナ禍を受けて、住居確保給付金の支給件数 が大幅に増加し、住宅手当に対する相当のニーズ があることが明らかとなった。政府内でも恒久的 な住宅手当が議論の俎上に上るようになってきた (安藤ほか 2022) が、第3節の後半で示したよ うに、月々の家賃に対する支援では住まいへの権 利を保障するには不十分である。2017年の「住宅 確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関 する法律」の改正を受けて新たな住宅セーフティ ネットが開始しているが、住宅確保要配慮者の入 居を拒まない賃貸住宅の登録制度など民間住宅市 場の促進にとどまっており、直接的な住宅供給や 金銭給付は行われていない。恒久的な住宅手当と 組み合わさることで住宅へのアクセスを一定程度 高めることはできるかもしれないが、入居費用は 保証の問題がクリアされるわけではない。

この現状は、低所得者向けの住宅供給を極めて 限定的にしか行わずに民間賃貸住宅市場に依存し てきたというコロナ禍以前からの住宅政策の帰結 である。安定した住宅へのアクセスが憲法第25条 に言う健康で文化的な最低限度の生活に含まれる のであれば、低所得層への住宅供給は公的な責任 のもとで行われるべきである。公営住宅の新設の みによってこれを達成するのが非現実的であれば、 民間住宅市場の慣行の是正や公的な保証制度の構 築などが必要である。いずれにせよ、住宅手当の 導入のみならず、より抜本的な住宅政策の転換が 求められる。

#### 参考文献

安藤道人, 古市将人, 大西連, 2022, 「雇用保険と生活保護のはざまの所得保障ニーズへの政策的対応: コロナ禍の 住居確保給付金・特例貸付と三層のセーフティネット|『社会保障研究』7(3),246-261.

稲葉剛,2009,『ハウジングプア:「住まいの貧困」と向き合う』山吹書店.

上野淳子,2008,「規制緩和にともなう都市再開発の動向」『日本都市社会学会年報』26,101-115.

川田菜穂子・平山洋介、2016、「所得格差と相対的貧困の拡大における住居費負担の影響」『住総研研究論文集』42、 215-225.

高木恒一、2016、「ジェントリフィケーションと都市政策」『日本都市社会学会年報』34、59-73.

東急住宅リース株式会社・ダイヤモンドメディア株式会社、2019、「全国の賃貸マンションの一時金共同調査結果」

https://www.tokyuhousing-lease.co.jp/info/news/pdf/20190326details.pdf(最終閲覧日2019年9月26日)

東京都福祉保健局,2018,「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書」.

平山洋介, 2020, 『「仮住まい」と戦後日本: 実家住まい・賃貸住まい・仮設住まい』青土社.

本間義人、1996、『土木国家の思想:都市論の系譜』日本経済評論社.

Shrestha, P., Gurran, N., & Maalsen, S., 2021, "Informal housing practices." International Journal of Housing Policy, 21(2), 157-168.

# 特集多

# 困難を抱える子ども・若者支援を第一に

おがわ こうじ **小河 光治 ●**公益財団法人 あすのば 代表理事

# 1. コロナ禍と物価高でピンチに

長引くコロナ禍に加え、物価や光熱費などの高騰が続いている。困窮する子育て世帯にとっては、ますます厳しい生活を余儀なくされている。こうした状況の中で、私が代表を務める「あすのば」は、昨年末から今年にかけて多くの団体とともに国や各党などに実効性の高い対策の実行を求めて働きかけ、子ども1人あたり5万円の「低所得子育て給付金」の再給付などが実現した。

「子どもがセンター(ど真ん中)」をキャッチフレーズに活動してきた「あすのば」は、コロナ禍、さまざまな活動を実施することができなかった。ようやく昨年から、本格的に子ども・若者たちの活動を再開した。昨年6月には、あすのば設立7周年行事の開催、8月には、高校生・大学生世代の合宿ミーティングを実施。さらに、今年3月に開催した院内集会「困難を経験した子ども・若者の意見に耳を傾けるつどい」に向けて、11月と今年1月には事前研修会を開催した(写真1)。

写真 1



昨年6月15日、こども基本法が議員立法で成立 し、4月1日に施行された。子どもの権利を守る 法律の成立に向け、多くの団体や研究者の方々と スクラムを組み、連日、与野党・政府に強く働き かけてきた。

こども基本法には、子どもの貧困対策法と同じ く、子どもの年齢定義がない。未成年のみならず、 心身の発達の過程にある若者も対象となる。

基本理念には、子どもの人権の尊重などについて、以下のとおり書かれている。①すべての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにすること。②すべての子どもが、適切に育てられ、愛され、保護されること。教育を受ける機会が等しく与えられること。③すべての子どもが、意見を表明したり、社会活動に参加したりする機会があること。④す

べての子どもの意見が尊重され、最善の利益が考 慮されること。

この理念をもとに、子どもの貧困対策、少子化 対策、子ども・若者育成支援などが進められてい くことになる。

そして、4月3日、こども家庭庁が発足した。 子どもを真ん中にして社会全体で子育てを推進す る、こども・若者政策の司令塔となる。さらに、 今年中には、こども・若者政策の基本的方針など を定めるこども大綱がまとまる予定だ。

さらに大切なことは、子ども関連予算の倍増の 道筋がはっきり示され、着実に実行されることだ。 昨年11月28日には、あすのばなど4団体が共催し た緊急院内集会「『こども子育てまんなか政策』 オープンミーティング」を開催し、200人以上が 参加。与野党から多くの国会議員が出席した。12 月21日には、小倉將信こども政策担当大臣に末冨 芳・あすのば理事(日本大学文理学部教授)ら4 団体の代表が面会、陳情した。

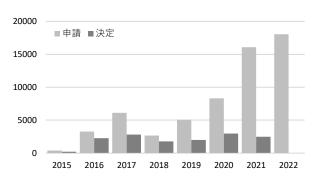
岸田文雄内閣総理大臣は、今年1月4日の年頭 記者会見で、今年の優先課題として、「異次元の 少子化対策」として「6月の骨太方針までに将来 的なこども予算倍増に向けた大枠を提示する」と 述べ、「児童手当を中心に経済的支援を強化する」 と明言した。そして、3月31日に発表されたその たたき台には、児童手当の所得制限の撤廃と高校 生卒業までの延長、子どもが3人以上の多子世帯 への増額などが盛り込まれた。

今年は、子ども・若者政策拡充に向け「10年に 1度のチャンスの年」と言われている。あすのば では、従来から「だれ一人取り残されることなく、 すべての子ども・若者への支援が拡充し、さらに 困難を抱える子ども・若者には、きめの細かく手 厚い支援を」と、充実した公助の実現に向け訴え 続けている。しかし現状では、困難を抱える子ど も・若者への支援が忘れられていることにとても

危惧している。

昨年12月に応募を締め切った昨年度の「入学・ 新生活応援給付金」の申込は、18,027人で、その 前年度、前々年度に続いて過去最多を更新した (図表1)。給付目標人数の1,600人に対し、11.3 倍で、その要因は、前述のとおり長引くコロナ禍 に加え、物価や光熱費などの高騰の影響ではない かと考えられる。

あすのば入学・新生活応援給付金 図表 1



一方で、あすのばに寄せられた給付金へのご寄 付も過去最高額を更新した。『通販生活(カタロ グハウス発行)』の読者の方々からのご寄付と昨 年度までの繰越額もあわせると目標額の6,350万 円の1.9倍にあたる1億2千万円を超すご寄付を いただいた。おかげさまで1,600人の給付目標人 数から3,105人までに定員の増員ができた。

しかしながら、応募者の6人のうち5人には給 付金をお届けできなかった。この「入学・新生活 応援給付金」事業は、当初から実態を明らかにし、 公的支援の必要性を行政や社会に働きかけるため のモデル事業として実施してきた。すべての子ど も・若者たちが入学や新生活を迎えるにあたって、 その準備の費用を心配することなく新しい生活が スタートできるようにならなくてはならない。そ こで、再度「低所得子育て給付金」の給付につい て国や地方自治体への支援制度の拡充を強く訴え 続けてきた。

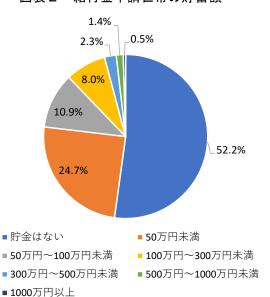
3月1日には、あすのば、キッズドア、しんぐるまざあず・ふぉーらむ、セーブ・ザ・チルドレン、 $D \times P$ の5団体が共同で記者会見をし、要望文を政府・各党に提出した。

会見で、あすのば給付金申請者のうち住民税非 課税世帯、生活保護世帯など社会的養護を除く 17,246人の申請データの分析結果を発表した。

2022年の世帯の平均勤労年収は、139万円。世帯の貯蓄額は、「貯金はない」52.2% (8,999人)、「50万円未満」24.7% (4,260人)、「50万円~100万円未満」10.9% (1,888人)、「100万円~300万円未満」8.0% (1,384人)、「300万円~500万円未満」2.3% (398人)、「500万円~1000万円未満」1.4% (235人)、「1000万円以上」0.5% (82人)で、申請者の4分の3が50万円未満の貯蓄額であることが判明した(図表2)。

こうしたデータや政府・各党への要望が実り、 政府は、3月22日、住民税非課税世帯や児童扶養 手当受給者世帯などを対象とした子ども1人あた り5万円の「低所得子育て世帯給付金」の再給付 を決定した。また、この給付金に加えて、住民税 非課税世帯には、1世帯あたり3万円を目安に給 付すると発表した。

図表 2 給付金申請世帯の貯蓄額



# 2. 恒久的な公的支援の拡充を

いま最も求められている恒久的な公的支援の拡 充の施策は、児童手当の高校卒業までの延長に加 え、さらに低所得世帯には、上乗せ給付すること だ。コロナ禍のような緊急時のみならず、平時か ら十分な支援が求められている。

低所得世帯の高校生向けには、授業料以外の就 学費用の補助としての給付型奨学金制度である 「奨学給付金」があるが、教科書代、昼食代とい った義務教育段階では就学援助で賄われるものを 含めて、通学費、教材費、昼食代、部活動の費用 など高校生活で多額のお金がかかる。

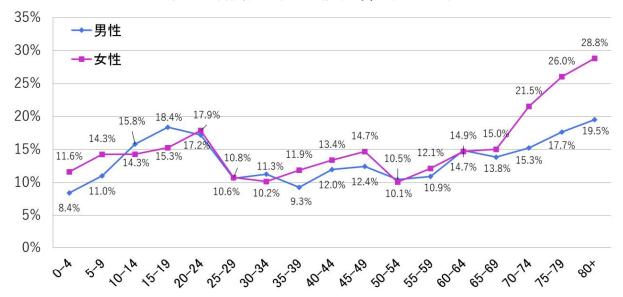
住民税非課税世帯のみならず、例えば年収約380万円以下の低所得世帯までを対象とする大学などの給付型奨学金制度を参考に、児童手当の上乗せ支給も必要だ。こうすることで、ふたり親世帯を含めた低所得子育て世帯への0歳から大学・専門学校卒業までの「切れ目のない経済支援」につながる(図表3)。

阿部彩(2021)「日本の相対的貧困率の動向: 2019年国民生活基礎調査を用いて」によると、子 ども・若者期では男女とも15~24歳までの相対的 貧困率が高く、この世代への所得の再分配の必要 性が高いといえる(図表4)。

3歳~小学生 大学・ 年収目安(※) 中学生 0歳~2歳 高校生世代 専門学校生 第1子・第2子 第3子以降 約270万円以下 ¥35.000 ¥30.000 ¥35.000 ¥30.000 ¥30.000 高等教育の (非課稅) 無償化制度 約380万円以下 ¥25,000 ¥20,000 ¥25,000 ¥20,000 ¥20,000 児童手当 ¥15,000 ¥10,000 ¥15,000 ¥10,000 ¥10,000

図表3 低所得子育て世帯への切れ目のない経済支援案(筆者作成) ~児童手当の加算と高校生世代への延長給付~

※両親・子ども2人の場合の年収目安



図表 4 年齢層別・性別の相対的貧困率(2018年)

児童手当の拡充に関する提言は、2021年6月の あすのばなど13団体が主催した院内集会での共同 提言に盛り込まれ、それを受けた2021年10月の田 村憲久厚生労働大臣(当時)への子どもの貧困対 策推進議員連盟からの要望書にも明記されており、 超党派の国会議員の合意内容だ(写真2)。

また、ひとり親世帯への支援も急務だ。ひとり 親世帯の半数が貧困という状況は、OECD諸国 で最悪である。いますぐに児童扶養手当の増額が 必要だ。また、児童扶養手当の支給の所得制限の 大幅な緩和もすすめなくてはならない。所得制限 がネックになり、就労抑制が起こってるのが現状 だ。

さらに、高等教育の無償化の所得制限緩和と進 学しない若者への支援強化も大切な課題である。 高等教育の無償化・給付型奨学金の所得制限を私 立高校授業料無償化と同じレベルの世帯年収約 590万円(現行約380万円)への引き上げが必要だ。 また、中卒・高卒で働く若者への所得税・住民税、 社会保険料の大幅な負担軽減などで可処分所得を あげることも実施してほしい。そして、進学・就 職をしない若者への物心両面でのサポートも充実 させなくてはならない。

一方で、必要な支援は、経済的支援だけではな

い。困難を抱える子ども・若者が安心できる拠点 などもすぐに整備しなくてはならない。

あすのばは、3月16日夜、院内集会「困難を経験した子ども・若者の意見に耳を傾けるつどい」を参議院議員会館で開催し53人が出席した。5人のあすのばの若者たちと小倉將信こども政策担当大臣、田村憲久子どもの貧困対策推進議員連盟会長はじめ与野党の国会議員と車座で対話した(写真3)。

写真2



写真3



思い出したくもない苦しかった経験を語ることは、計り知れないほどの痛みが伴う。多くのマスメディアが取材する中、自らの体験に基づいた苦しみについて語ることを決めた5人の若者たちは、声をあげたくてもあげられない子どもや若者たちの思いや状況も考え、全国各地から駆けつけ、率

直に自分の意見を自分の言葉で語った。小倉大臣 も国会議員の方々もじっくりと聴いていただいた。

小倉大臣は、「我々には(こどもの声を)聴く 義務がある。声が上げられないようなこどもや若 者に対しては、我々(こども家庭庁)が出向いて 話を聞こうと思っています。政策にどう反映した のか、実現したのかっていうこともきちんとまた お伝えしたい」と答えた。

その後、若者と国会議員が3つのグループにわかれ、率直に意見交換をした。田村議員はじめ多くの議員が院内集会終了後も会場に残って閉館の20時まで若者との対話を続けていただいた。時間を忘れて、それぞれが本音で語り合うこんな風景は、これまで見たことがなかった。

子どもが大人の顔色をうかがわずに、率直に自 分の意見を言えるためには、子どもの本音を聴く 体制をしっかりとつくらなくてはならない。子ど もの意見を聴いて「おしまい」にしない大人の覚 悟と実践が求められている。国会でも地方議会で も困難を抱える子ども・若者たちの声にしっかり と耳を傾け、さまざまな課題解消に向けて、実効 性の高い施策の実現につなげなければならない。 今回の院内集会がそのキックオフとなった。

2013年6月19日に成立した子どもの貧困対策法は、今年6月に成立から満10年を迎える。法成立の日から丸2年後に設立したあすのばは、発足から満8年となる。子どもの貧困対策法は、2度目の改正の時期が近づいている。2019年の法改正で持ち越された子どもの貧困指標の改善目標や所得の再分配などの明記に向けて、全力で立ち向かう覚悟だ。さらに多くの方々に参画いただき、「子ども・若者の貧困をなくす」というビジョンに向けて、着実に歩みをすすめたい。

# 特集

# ジェンダーからみるひとり親世帯: 母子世帯の貧困と固定化

古中

●神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 准教授

# 1. 母子世帯の貧困

2020年からのコロナ禍は、生活に余裕がなく脆 弱性を伴ったひとたちの困難を一気に露呈させた。 母子世帯も例外ではなく、コロナ禍によって急な 生活の変化を強いられた実態は当事者団体などに よる調査でも明らかにされている。

母子世帯の生活が脆弱で貧困に陥りやすいこと は、今にはじまったことではない。それは戦後か ら一貫して周知のことであり当然視されてきた。 相対的貧困率は、貧困線(収入127万円(2018年)) 以下の人の割合である。全世帯の相対的貧困率は 15.4% 1、子どもの貧困率は13.5%、子育て世帯 の貧困率は12.6%であるが、ひとり親世帯は 48.1%と顕著に高い2。同時にこのひとり親の貧 困率を国際比較すると、OECD加盟国35か国中34位

と国際的にも極めて劣位であることが指摘されて いる (OECD Family database(2019) "Child poverty")。 生活保護の世帯保護率においても、全世帯が 3.1%であるのに対し、母子世帯は12.6%と突出 して高く、生活保護に陥りやすい状況がある (2019年度) 3。

こうした母子世帯の脆弱性と高い貧困率の背景 には、日本の社会保障がモデルとしてる家族主義、 根強い母親規範、性別役割分業等があると言われ ている。このことは、同じ子育て世帯かつひとり 親世帯である父子世帯が、母子世帯ほどの脆弱性 を持たないことからも特徴的である。

2022年12月に「全国ひとり親世帯等調査」が発 表された。調査はコロナ禍の2021年11月に実施さ れたものである。本調査はもともと戦後の未亡人 母子世帯の貧困実態調査として始まり、現在まで おおむね5年毎に実施されている。また本調査は 前回調査より、父子世帯も正式に調査対象とし、

<sup>1.</sup> 相対的貧困率の定義は、世帯可処分所得(世帯内のすべての世帯の所得を合算)を世帯人数で調査した値(等価 世帯所得)の中央値の50%を貧困線として、これを下回る世帯可処分所得の世帯に属する人の割合である。日本で は「国民生活基礎調査」をもとに推計される。

<sup>2.</sup> 正確には、子どものいる世帯のうちの「大人が一人」の世帯のことであるが、実態としてそのほとんどがひとり 親世帯である。

<sup>3.「</sup>国民の福祉と介護の動向2022/2023」。なお、世帯保護率は国民生活基礎調査による調査が2019(令和2)年度以 降中止となっている。

調査名もそれまでの「全国母子世帯等調査」から 「全国ひとり親世帯等調査」にあらためられた。 それ以前も父子世帯への設問はあったが、基本的 属性等(ひとり親になったときの理由、親・末子 の年齢、調査時点における親・末子の年齢、住居) に留まり、あくまでも参考程度であった。母子と 父子の調査比較は、父子の量的限界から大規模調 査以外では難しく、全国調査だからこそ双方に対 してジェンダー視点での考察が可能となる。

本稿では、なぜ女性の子育て世帯が脆弱で貧困 に陥りやすいのかを探るために、「令和3年度全 国ひとり親世帯等調査」の結果から、ひとり親世 帯のジェンダーを考察し、今後の分析の視点を探 りたい。

# 2. ひとり親世帯のジェンダー: 「全国ひとり親世帯等調査」 から

## (1) 収入の差

まず、貧困率に影響するひとり親の収入の実態はどうか。母子世帯の母の年間収入は272万円、就労収入は236万円であった。世帯の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は373万円で、これは、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得の45.9%にしか満たないという。一方、父子世帯の父は、年間収入は518万円、就労収入は496万円、同様に、世帯の平均年間収入は606万円、児童のいる世帯の平均所得の74.5%

であった。このように母子世帯と父子世帯では収入面に大きな差がみられるが、母子世帯の収入の低さは、働いていないからではなく86.3%が就労している。また、父子世帯も88.1%が働いておりそれほど差はないことがわかる。

### (2) 固定化された非正規労働

同じように働いているのにこの差は何か。働き 方の違いであることは想像にたやすい。**図表1**は、 働いている母子・父子の従業上の地位を、それぞ れ母子・父子世帯になった理由と学歴別で示して いる。母子世帯の従業上の地位をみてみると、正 規労働が48.8%、派遣・パート・アルバイトなど の非正規労働は42.4%であった。それに対し、父 子世帯は正規労働が69.9%、非正規労働が6.4% であった。母子世帯の場合、圧倒的に非正規労働 の割合が高いことが一目瞭然である。さらに、生 別と死別では、死別において非正規労働の割合が 高く、学歴別では低学歴になるほど非正規労働が 高かったりと、ばらつきが生じている。父子世帯 では、学歴別で中卒において非正規労働の割合が 若干高くなっているものの、全体的には非正規労 働の割合は10%未満とそれほど高くない。一般的 に低学歴や低所得の者にとっては貧困化に結びつ きやすいとされるが (Taylor-Gooby2004)、図表 1でみたように、低学歴ほど非正規労働が高くな る傾向があり、そのことは当然ながら収入が不安 定になるリスクも高くなる。

母子世帯 正規労働 派遣・パート・アルバイト 母子世帯になった理由 [86.3%] 全体 死別 [81.8%] 3.3 生別 [86.8%] 中学 [75.6%] 高校 [86.0%] **基**4 2.7 **57.8** 2.7 短大 [87.9%] 学 大学/大学院 [88.4%] 歴 専修/各種学校 [92.4%] **52.6** ::::::::::::36.6::::::::0.5 .7.2. 父子世帯になった理由 父子世帯 全体 [88.1%] 69 9 6.4 7.3 14.8 11.1 死別 [91.4%]75.2 2 2 2 2 2 1 10.2 F1·1·2 F 生別 [87.7%]  $7.3 \quad 6 \cdots \quad 15.7 \cdots \quad 14.4$ 中学 [88.1%] 3 高校 [86.3%] 70.2 5 6.7 . . 15.8 . 1.4 学 短大 [81.5%] **68.7** | 17.8 | 9.1 | 14.4 歴 大学/大学院 [93.2%] **3.6** 9.6 **.9.1** 専修/各種学校 [95.1%] **718 6.9** 6.1 **15.2** 20% 0% 40% 60% 80% 100% ■正規職員 □派遣・パート・アルバイト ■会社役員 □自営業 ■家族従事者 ■その他

図表 1 就労している母子世帯の母・父子世帯の父の従業上の地位別割合 (ひとり親になった理由・学歴別)

※ [ ] は、それぞれの項目のなかで就労している人の割合 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

#### (3) 子育てと働き方の関係

では、その働き方は子どもの年齢によって変わ るのだろうか。末子の年齢別の従業上の地位をみ ると(図表2)⁴、父子世帯は、一見して正規労 働の割合が高く(自営業や会社役員は含まず)、 それは子どもの年齢が上がるごとに若干下がるも のの全体として6~8割を占め、子どもが就学前 であってもフルタイムで働いている人が4分の3 を占めている。父子世帯のパート・アルバイトを みても末子年齢が0~2歳時は若干高いものの全 体をみても10%に満たない。一方、母子世帯は、 3~5歳時に非正規労働が高くなるが、その後は 緩やかに正規労働が上昇し、非正規労働が低くな る傾向にある。とはいえ、全体をみても40~60% の間に留まっている。このように父子世帯は安定 したフルタイム労働の層が多くを占め、母子世帯 は非正規労働の割合が高いことは一見して明らか である。それは、すでに労働市場の構造化された

<sup>4. 「</sup>全国ひとり親世帯等調査」の当該集計(表 7-(3)-1、表7-(3)-2)では、すべての従業上の地位について計上さ れておらず、正規労働とパート・アルバイトのみを選別して示し、派遣社員、会社役員、自営業、家族従事者、 その他などは示されていない。

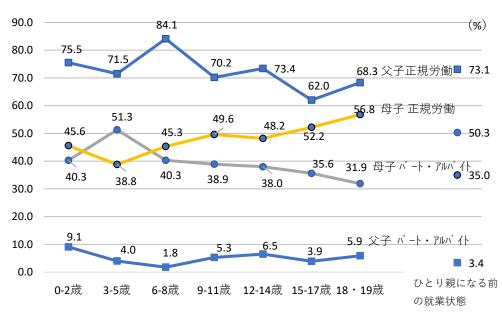
ジェンダーの二分化において、雇用の差が前提と して存在しており、その範囲内でそれぞれ子ども の年齢に応じて影響を受けていると考えられる。

### (4) ひとり親になる前と後の働き方の変化

では、その働き方はひとり親になる前はどうなのか(図表2右)。ひとり親になる前の働き方は、父子世帯の正規労働が73.1%、パート・アルバイトは3.4%、同様に母子世帯の正規労働は50.3%、パート・アルバイトは35.0%であった。このことは興味深く、末子の年齢でみたのと同様に、ひとり親になる前とひとり親になった後では、それぞれの就業の割合は大幅に変化していないのである。つまり、ひとり親になる前の仕事をそのまま継続

している人が多いとも考えられる。

また、同調査によれば、ひとり親になったことを機に転職をしたのは、母子世帯では45.5%、父子世帯では18.3%であった。転職には様々な理由が考えられ、収入を上げるためだけでなく、子育てのための時間的な余裕を得るためにということも考えられるため、理由は単純ではない。関連して、ひとり親になる前も働いていたかについては、母子世帯は78.8%から調査時点では86.3%と増えている。一方、父子世帯はひとり親になる前は96.7%が働いていたが、調査時点では88.1%と減っている。つまり母子・父子の違いとして、ひとり親になってから一定数、母子では仕事を始め、父子は反対に仕事を辞める傾向がある。



図表 2 就業している母・父の地位別末子の年齢階級の構成割合

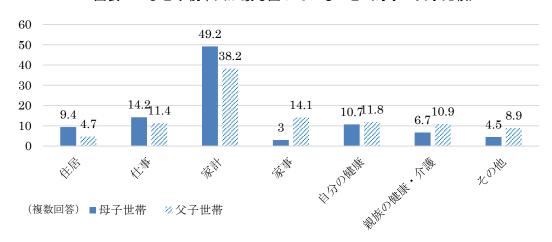
厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より筆者作成

#### (5) 困っていることと相談

ひとり親が困っていることは、母子・父子では それぞれどうか(図表3)。母子世帯で最も困っ ているのは多い順に家計、仕事、自分の健康、住 居となっている。父子との比較で高いのは家計、 仕事、住居である。父子世帯では、家計、家事、

自分の健康、仕事の順で、母子との比較で高いの は、家事、親族の健康・介護である。

母子世帯で相談相手がいるというのは78.1%、 父子世帯では54.8%で、相談相手で最も多いのは 母子・父子ともに親族であった。



図表3 ひとり親本人が最も困っていること(母子・父子比較)

注:母子世帯・父子世帯をそれぞれ100%とした場合の割合の比較

# まとめにかえて: 今後の調査課題

以上のことからあらためて確認したことは、母 子世帯における非正規労働の割合が父子世帯に比 べ明確に高いことである。しかしこれは、母子も 父子もひとり親になる前からの働き方が継続して 影響していると推察される。父子世帯はひとり親 になる前後で転職をする割合も低く、ひとり親に なる前後も収入に影響する従業上の地位は、男性 である父親のほうが、安定していることがみてと れる。一方、母子世帯は、ひとり親になる前から 家事・育児との両立も考慮に入れながら非正規労 働として働いている傾向があると推察される。す なわち、ひとり親になる前からの子育て中である

カップルの働き方において、父親は正規労働、女 性は非正規労働に固定化される傾向があるのでは ないだろうか。そのことは、主に女性の方に、扶 養といった家族主義に守られた社会保障制度から、 ひとり親になった途端、排除されるということも 起こりうる。

Killkey, Majella (2000) は、日本の母子世帯 の母を「貧困な労働者」(Poor workers) と位置 付けている。特徴として、収入を得るために何ら かのプロセスで雇用労働以外に選択の余地がなく、 しかも低い稼働能力しか持たない層が一定割合存 在すること、母子世帯の母の教育や訓練などの人 的資本を向上させる施策が十分ではないこと、そ して、子育てと働き方の関係のなかで、再配分過 程において社会保障給付が削減される結果がみら れていると指摘している。当然ながら母子世帯は

ワーキングプアーの働き方となる。

また、ひとり親の困りごとについてもジェンダー差が明らかである。母子ではおもに経済的問題に関する家計、仕事、住居に困っていた。一方、父子では、家計についても困っているものの、家事、自分の健康、家族の健康といった家族のケアに関することに困っている様子があった。あらためてひとり親になってからも、性別役割分業に基づく社会規範にジレンマを感じていると思われる。このようにみると、ひとり親になるとき、その9割は離婚であるが、どちらがひとり親になるかという課題になるだろう。経済的に多い方か、子育ての問題かを優先するか、その決定に関しては、いまだ女性自身の母親規範と社会のまなざしが根

強いだろう。しかし、女性がひとり親を引き受けることは、現状、貧困になりやすい構造がある。 OECD諸国のなかでも日本の母子世帯の母の就業率は高水準にあるが、就労により貧困低減効果は極めて限定的であることが示されている(OECD2008)。 そして、ひとり親時代の生活の脆弱性は、子どもが成人したのちの単身女性となった高齢期にも継続することになる。

こうした構造的な不利益を少しでも解消するためには、性別役割分業の解消、ひとり親であるかどうかに関わらず子育て中の継続可能な就労支援、産む性(女性)に限らない育児の支援、また、本稿では詳しく述べられなかったが養育費の支払いも早急に促進させるべきであろう。

### 参考文献

Kilkey, Majella (2000) Lone Mothers Between Paid Work and Care: The Policy Regime in Twenty Countries. 厚生労働省 (2022)「令和3年度ひとり親世帯等調査」

厚生労働統計協会 (2022) 『国民の福祉と介護の動向 2022/2023』

OECD, 2008 Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD

## 次号の特集は

「ビジネスと人権 (仮題)」の予定です。

# 特 集 5

# 日本のセーフティネット: コロナ禍への対応を国際比較から考える

楊

●県立広島大学 保健福祉学部 助教

●同志社大学 名誉教授

# 1. はじめに

セーフティネットは国民生活の保障に重要な役 割を担っている。ところが、日本のセーフティネ ットは労働者の3人に1人が非正規労働者になる ことを想定していないため、その恩恵を受けられ ない人々が多数いる(埋橋2013)。

以下では、コロナ禍の前である2019年とコロナ 禍の始まった年の2020年のOECD社会支出統計 にもとづいて、国際比較の視点から日本のセーフ ティネットの対応と特徴を検討する。

# 2. 3層のセーフティネットの 特徴

日本のセーフティネットは、①雇用、②社会保 険、③公的扶助の3層からなっている(湯浅 2008)。最低賃金や就労機会などを保障する①雇 用と、医療保険、年金保険制度などの②社会保険 が貧困を予防するという役割を期待されているの に対して、最後のセーフティネットである生活保 護(③公的扶助)は事後的救済である。

このセーフティネットは国際比較からみて、以 下のような大きな特徴がある。

第一に、日本の①雇用に関係する法定最低賃金 の水準は低く、失業保険の受給期間が短いことで ある。2007年時点の古いデータではあるが、法定 最低賃金の水準は28ヵ国中26位と低く、失業保険 の受給期間が同19位と短い(埋橋2013)。

第二に、②社会保険と③公的扶助(生活保護) が適用される層の間の距離が、非常に広いことで ある。その間、いわゆる「狭間」にいるのは、働 いても貧しく、生活に余裕がないワーキングプア の人々である(埋橋2009)。

第三に、ワーキングプアのような低所得層の所 得の底上げが期待される社会手当の整備が遅れて いることである。日本の家族関連社会支出および 住宅関連社会支出の割合が低く、そのため家族手 当 (児童手当)、住宅手当の拡充が望まれている (埋橋・楊・孫2020)。また、日本の生活保護は、 受給者に住宅や医療などの扶助を包括して支給し ている点が評価されているが、同時に、住宅や医 療サービスなどの個別扶助を臨機応変に受給でき ないという欠点があり、そのため生活保護受給者 の割合は低位に推移している(埋橋2013)。

これらの特徴は、今でも世界に影響を与え続け

ているコロナ禍前、つまり、常時状態下で分析されたものである。ところが、2019年末、アジアに端を発し、後に世界を席巻したコロナ禍という非常状態の中、経済活動の停滞および国民生活の圧迫が発生した。その結果として、全世界的に、失業者の増加、貧困者の増加などがみられた。これに対応するには、既存のセーフティネットの強化、または、新たなニーズに応じた支援の創設が求められる。実際、日本を含めて多くの国は、コロナ禍が国民生活に及ぼす影響を軽減する対応策を講じている。このような状況の中、他諸国に比較して日本のセーフティネットの対応はどうなっているか、その特徴は何かをOECD社会支出統計をもとに検討していく。

# 3. コロナ禍による社会支出の 変動

日本のセーフティネットの課題を国際比較の視点から分析するには、OECD社会支出統計 (OECD Social Expenditure Statistics) データベースの活用が有効である。この社会支出統計は、社会保障制度にかかわる支出全般を、高齢者、遺族、障害、保健、積極的労働市場政策、失業、家族、住宅、その他の9つの政策分野に集計し、加盟国 (38カ国) の現状把握および国際比較のための基礎資料となっている。

上記データベースには、1980年から2015年の6回(1980年、1990年、2000年、2005年、2010年、2015年)および、2019年から2021年の3回(1年ごと)のデータが収録されている(国によっては一部集計されていない)。そのため、コロナ禍前後に当たる2019年とそれ以降の統計データの変化を確認できる。

ところが、多くの国の2021年データが集計されていないため、本稿は2019年と2020年両方のデー

タが揃っている10カ国(図1)を対象とすることを断っておく。なお、10カ国には、国際比較によくみられるドイツやスウェーデンなどの北欧国が含まれていないと同時に、比較対象としてあまり挙がっていない南米のチリとコロンビアが含まれている。本稿で使用する指標としては、政策分野ごとの支出全般(現金給付・現物給付)が各国GDPに占める割合を取り上げる。

分野ごとの分析に入る前に、OECD社会支出 全体の変化を簡潔にふれておく。2020年の社会保 障制度の社会支出/GDP比(23.0%)は、2019 年(20.1%)に比べて2.9ポイント増加したが、 後の2021年と2022年においてこの割合がいずれも 前年より低くなっている(22.0%と21.1%)。

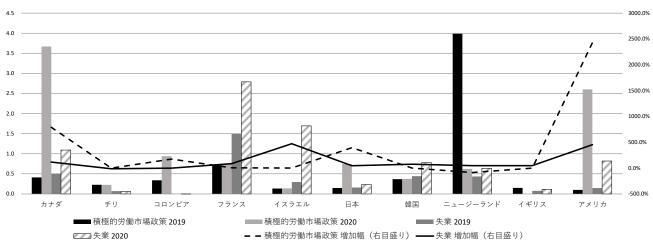
# 4. 雇用に関連する「積極的労 動市場政策」と「失業」

分野ごとの社会支出/GDPの変化は、まずは図1から、「失業(Unemployment)」(13%減~470%増)より、「積極的労働市場政策(Active labor market programs)」(84.3%減~2430%増)のGDP比増加幅が大きいことがわかる。日本(400%増)の「積極的労働市場政策」は、アメリカ(2430%増)とカナダ(790%増)に次いで第3位に位置している。このような顕著な増加の背景には、各国がコロナ禍の影響を緩和するため雇用対策を打ち出したことがある。

雇用を維持する、または、促進するため、アメリカは雇用維持目的の資金を事業主に提供する緊急融資制度「給与保護プログラム(Paycheck Protection Program)」、カナダは(解雇された)労働者の再雇用を奨励するため、対象となる雇用主に労働者に支払う報酬の最大75%を助成する「カナダ賃金助成制度(Canada Emergency Wage Subsidy)」を設けた。日本は雇用調整給付金支出

を増やした結果、2020年度の社会支出のうち前年 度と比べて増加幅(3兆1,908億円、385%増)の 大きい分野が、「積極的労働市場政策」となった (国立社会保障・人口問題研究所2022:2)。

なお、各国の「積極的労働市場政策」/GDP 比が増加している中、チリ(0.9%減)とニュー ジーランド(84.3%減)では減少しているが、詳 細は不明である。



「積極的労働市場政策」と「失業」に関わる社会支出/GDP比の変化 図 1

出所:OECD社会支出統計データベースより作成

「失業」に関わる社会支出は、主に失業発生後 の(事後的な)失業手当の支給が中心であるが、 その対GDP比は10カ国中8カ国で大幅に増加し ている。イスラエルとアメリカでは460%前後の 大幅な増加がみられる。その背景には、2019年か ら2020年にかけての失業率の増加がある(表1)。 2020年に失業率が一時的には25%まではね上がっ たイスラエルは、無休休暇を取得した労働者が復 帰する際、雇用者に7,500シェケル(約23万円) の補助金を支給する仕組みを導入した(余田 2020)。アメリカの失業率はこの1年で3.7%から 8.1%へと急増している。アメリカは失業者の当 面の生活を支援するために、失業保険給付の加 算・延長、対象拡大などの特例措置を講じた。具 体的には、パンデミック失業支援(Pandemic Unemployment Assistance)、パンデミック緊急失 業補償 (Pandemic Emergency Unemployment Compensation)、連邦パンデミック失業補償

(Federal Pandemic Unemployment Compensation) などがある。

一方で、コロナ禍での日本の失業率は、2018年 2.4%、2019年2.4%、2020年2.8%、2021年2.8%、 2022年2.6%と推移し、アメリカ (2020年8.1%) とカナダ (2020年9.7%) などと比較して低いレ ベルにとどまっている。これは、日本の「失業」 に関わる社会支出/GDP比の増加幅(46%)が 下位の8位になっている原因である。失業率の低 さには、上で述べた雇用調整給付金などの支援効 果も寄与していると思われる。だが、2%台の失 業率には、仕事をもちながら、少しも仕事しなか った、いわゆる「休業者」が含まれていないこと を見過ごしてはならない。2020年4月、日本の休 業者数は597万人(就業者全体の9.0%を占める) と過去最多を記録した(日本経済新聞2020年5月 30日)。日本では失業者数を増加させずに休業者 数の増加でコロナ禍に対応したといえそうである。

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
カナダ	5. 8	5. 7	9. 7	7. 5	5. 3
チリ	7. 4	7. 2	11. 0	8. 9	7. 9
コロンビア	9. 5	10. 4	16. 0	13. 8	11. 2
フランス	9. 0	8. 4	8. 0	7. 9	7. 3
イスラエル	4. 0	3.8	4. 3	5. 0	3.8
日本	2. 4	2. 4	2. 8	2. 8	2. 6
韓国	3.8	3. 8	3. 9	3. 7	2. 9
ニュージーランド	4. 3	4. 1	4. 6	3.8	3. 3
イギリス	4. 1	3. 8	4. 6	4. 5	3. 7
アメリカ	3. 9	3. 7	8. 1	5. 4	3. 7
0ECD全体	5. 5	5. 4	7. 2	6. 2	5. 0

出所: https://data.oecd.org/unemp/unemployment-rate.htm

# 5. その他の社会支出の動向

他に、10カ国の増加幅は、「保健 (Health)」に 関わる社会支出/GDP比が5%~23%、「高齢 (Old age)」に関わる社会支出/GDP比が4% ~12%である。日本は、それぞれ4%と8%くら いの増加があり、10カ国の下位(10位と8位)に 位置している。高齢化の深刻化および、コロナの 感染拡大が発生している中、高齢保障や医療サー ビスへの需要が急増しているにも関わらず、10カ 国における「高齢」と「保健」支出/GDP比の 増加割合は前述した雇用の2分野に比べるとかな り小さいものとなっている。その背景には、「高 齢」と「医療」はコロナ禍前から支出のGDP比 が大きいことがある。例を挙げて説明すると、 2019年と2020年のアメリカの「保健」支出がGD Pに占める割合は、8.4%と10.4%で、いずれも 「積極的労働市場政策」の0.1%と2.6%を大幅に 上回っている。基数の小さい「積極的労働市場政 策」/GDP比の増加割合(2,430%)は「保健」 (23%)よりはるかに大きくなっている。

表2は「家族」と「住宅」に関わる社会支出/ GDP比の変化を示している。

「家族」について、支出/GDP比がフランス (2.8%前後) やイギリス (2.3%前後) などの国 ほど大きくない南米国のチリとコロンビアは50% 以上という高い支出増が特徴的である。その次に高いのは、日本である。日本は、コロナ禍の中で、子どものための教育・保育給付金の増加や、子育 て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金などを支給してきた。

OECD社会支出統計の説明文によると、日本の「住宅」には、生活保護受給者を対象とする「公的扶助のなかの住宅扶助」と低所得層に対する「公営住宅家賃補助(Public housing rent subsidy)」の2つが含まれる。生活保護の受給条件が厳しくまた受給に伴うスティグマ感が強く、さらに、低所得者を対象とする住宅手当や家賃補助のない日本が増加幅の点では下位に位置しているのは、ある意味で当然である。

「家族」と「住宅」の社会支出/GDP比の変化 表 2

	「家族」	「住宅」	
	増加幅(2019年⇒2020年)	増加幅(2019年⇒2020年)	
カナダ	-3.6%	47. 2%	
チリ	85. 3%	1. 1%	
コロンビア	50. 3%	5. 6%	
フランス	8. 0%	5. 2%	
イスラエル	-1. 2%	10. 2%	
日本	14. 1%	2. 8%	
韓国	12. 6%	22. 8%	
ニュージーランド	6. 9%	21.0%	
イギリス	-4. 2%	20. 2%	
アメリカ	7. 8%	5. 6%	

出所: OECD社会支出統計データベースより作成

最後に生活保護をみると(表3)、2020年に支 出総額が特に増加しているのはイギリス、韓国で あり、日本は1.2%ほど減少している。これには 捕捉率、つまり生活保護の利用できる人々がどれ くらい利用できているかも関係していると思われ る。日本の捕捉率が2割くらいに対して、フラン スでは9割にのぼる。それはともかく、2019年か ら2020年にかけて、日本の生活保護受給者が減少 しつつあることに要注意である。厚生労働省 (2021) の「被保護者調査」によれば、2020年12 月の生活保護受給者数は、約205万人で、前年同 月よりおよそ2万人減少している。

表3 生活保護(公的扶助)支出額の増加率(注)

	増加率 (2019年⇒2020年)
カナダ	11. 4%
日本	-1.2%
韓国	48. 8%
イギリス	108. 2%
アメリカ	18. 5%

(注) 10カ国の内、明確に生活保護(公的扶助)項 目を拾い上げることが可能な5カ国に限定。 項目は下記の通り。

> カナダ: provincial welfare programmes 14 日本: public assistance

> 韓国:livelihood care BPLS(means tested) イギリス: income support universal credits (means tested)

> アメリカ:SSI (federal),TANF,food stamps

出所: OECD社会支出統計データベースより作成

# 6. むすびにかえて

コロナ禍は直近の出来事であり、現時点(2023年3月)で、国際比較データでは必ずしもその社会支出への影響の全貌をとらえきれない。OECD社会支出データでも2019年、2020年のデータの漏れがないのは本稿で取り上げたわずか10カ国にとどまる。そうした利用データの制約を踏まえつつ、あえて、これまで叙述してきたコロナ禍期の日本のセーフティネットの特徴と対応を試論的にまとめると、次のようになる。

第1に、日本の失業率は比較的低位に推移したが、そのことは、「失業」に関わる社会支出/GDP比の増加幅(46%)が、数字としては過去に例をみないほど大きいものの、10カ国中下位の8位になっている原因である。ただし、失業者の増加は少ないが「休業者」の増加は著しいことに注意が必要である。「積極的労働市場政策」に関わる社会支出額の増加幅は10ヵ国中3位であり、前年(2019年)に比べて5倍の規模になっている。このことは休業者の増加と密接に関連し、具体的には雇用調整給付金の支払い増によるものである。日本ではコロナ禍に失業者数がそれほど増加せずに休業者数の増加がみられた。

第2に、同じようなことは、生活保護や住宅に関わる支出と家族に関わる支出との関係にも見られる。生活保護の受給人員や生活保護社会支出が2020年には前年に比べて減少している。「住宅」に関わる社会支出/GDP比も微増にとどまっている。比較対象国が少ないので結論を急ぐわけにはいかないが、これらはかなり特異な現象ではないかと思われる。「家族」については、日本は、コロナ禍の中で、子どものための教育・保育給付金の増加や、子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金などを支給してきたこともあり、対前年増加率は14.1%とかなり高い。

以上を勘案すると、十分な国際比較データを踏まえた上でないが、以下を、国際比較からみた日本のセーフティネットの対応についての暫定的なまとめとしたい。日本では、失業者数の増加がわずかにとどまることにより事後的給付である失業給付が比較的少なくて済み、同じく事後的救済策である生活保護についても、利用の際の壁の高さからその受給人員と給付額もかえって減った。その一方で、雇用調整給付金支払いの増加や家計に対する特別給付金でもって、コロナ禍による生活困難に対応したのではないか。つまり、日本のセーフティネットの根幹の性格を維持しつつ、積極的労働市場政策の大幅な活用と家族への臨時的手当てで対応したのではないか。

#### 参考文献

埋橋孝文(2009)「3層のセーフティネットから、4層のセーフティネットへ」『京都フォーラム』108, 9-15.

----- (2013)「日本の生活保護・低所得者支援制度-ワーキングプア層への目配り」宮本太郎編『生活保障の戦略-教育・雇用・社会保障をつなぐ』第4章,岩波書店.

埋橋孝文・楊慧敏・孫琳 (2020)「日本のセーフティネット―社会手当の国際比較を兼ねて―」『労働調査』通巻599 号, 9-14.

厚生労働省(2021)「生活保護の被保護者調査(令和2年12月概数)」.

国立社会保障・人口問題研究所(2022)「令和2(2020)年度 社会保障費用統計の概要」、

湯浅 誠(2008)『反貧困―「すべり台社会」からの脱出』岩波新書.

余田知弘(2020)「医療やインフラ分野で財政支出を予定(イスラエル)」『地域・分析レポート』日本貿易振興機構.



# esearch Box

# 相対的貧困率は15.4%、ひとり親世帯の貧困率は5割

-厚生労働省 「2019年国民生活基礎調査」より-

以下では厚生労働省より発表された「2019年国民生活基礎調査」(URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html) を参考に、貧困率の状況や推移について確認する。

# 「国民生活基礎調査」の概要

(厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」より抜粋)

## 目次

### 調査の概要

#### 結果の概要

- I 世帯数と世帯人員の状況
  - 1 世帯構造及び世帯類型の状況
  - 2 65歳以上の者のいる世帯の状況
  - 3 65歳以上の者の状況
  - 4 児童のいる世帯の状況
- Ⅱ 各種世帯の所得等の状況
  - 1 年次別の所得の状況
  - 2 所得の分布状況
  - 3 世帯主の年齢階級別の所得の状況
  - 4 所得の種類別の状況
  - 5 貯蓄、借入金の状況

## 6 貧困率の状況

7 生活意識の状況

#### Ⅲ 世帯員の健康状況

- 1 自覚症状の状況
- 2 通院の状況
- 3 健康意識
- 4 サプリメントのような健康食品の摂取の状況
- 5 悩みやストレスの状況
- 6 こころの状態
- 7 喫煙の状況
- 8 健診 (健康診断や健康診査) や人間ドック の受診状況
- 9 がん検診の受診状況

### IV 介護の状況

- 1 要介護者等のいる世帯の状況
- 2 要介護者等の状況
- 3 主な介護者の状況

#### 統計表

用語の説明

### ・調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の 企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ご とに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2019 (令和元) 年は、12回目の大規模調査を実施した。

### 調査対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、2015(平成27)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約30万世帯)及び世帯員(約72万人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約7千人)を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約3万世帯)及び世帯員(約8万人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

#### ①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期 入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

### ②所得票·貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

- 注:1.「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね 50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。
  - 2.「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理 的に分割したものである。

### 結果の集計及び集計客体

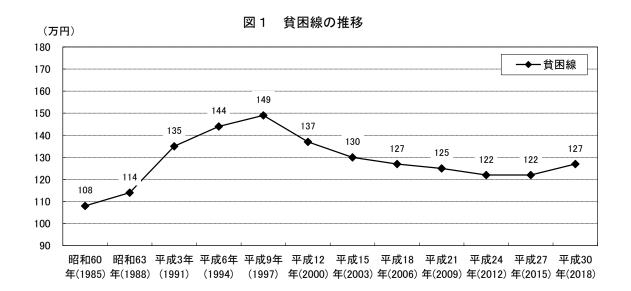
	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のもの を除いた数)
世帯票・健康票	301334世帯	218332世帯	217179世帯
所得票・貯蓄票	32529世帯	23014世帯	22288世帯
介護票	7396人	6549人	6295人

### •調査時期

世帯票・健康票・介護票 2019 (令和元) 年 6 月 6 日 所得票・貯蓄票 2019 (令和元) 年 7 月 11 日

## 1. 貧困線の推移

相対的貧困率を算出する際の基準となる貧困線をみると、平成30年(2018年)は127万円となっている(図1)。平成27年(2015年=122万円)から5万円の増加となっている。一方、ピークの平成9年(1997年=149万円)と比べると、等価可処分所得の中央値の減少に伴い、貧困線は低い水準となっている。



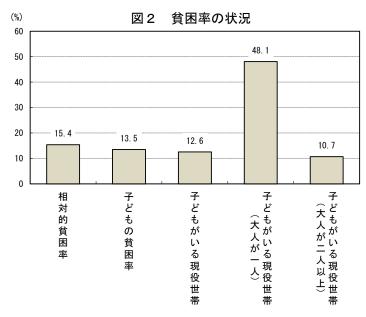
注

- ○平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- ○平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
- ○2018 (平成30) 年から「新基準」に基づいた貧困率が掲載されている。新基準は2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

## 2. 貧困率の状況

「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%であり、「子どもの貧困率」(17歳以下)は13.5%となっている(図2)。

「子どもがいる現役世帯」の貧困率は12.6%で、そのうち「大人が一人」の貧困率は48.1%、「大人が二人以上」の貧困率は10.7%である。ひとり親世帯は2人に1人が貧困状態となっており、厳しい経済状況にあることがうかがえる。



- 注
  - ○大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現 役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
  - ○等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

# 3. 相対的貧困率の推移

図3から相対的貧困率の推移をみると、平成27年(2015年=15.7%)からは0.3ポイント減少しているが、依然として7人に1人程度が貧困状態にあることは一貫している。

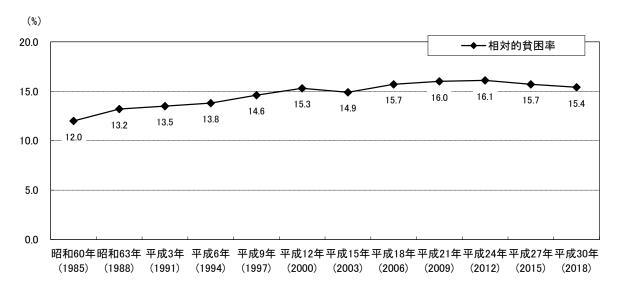


図3 相対的貧困率の推移

## 4. 貧困率の推移

貧困率の推移をみると、「子どもの貧困率」は平成27年(2015年)から変わっておらず、10人に1人が貧困状態にある実態が浮かび上がっている(**図4**)。

「子どもがいる現役世帯 (大人が二人以上)」、「子どもがいる現役世帯 (大人が一人)」については、平成 27年 (2015年) から減少しているものの、ひとり親世帯では依然として2人に1人が貧困状態となっている。

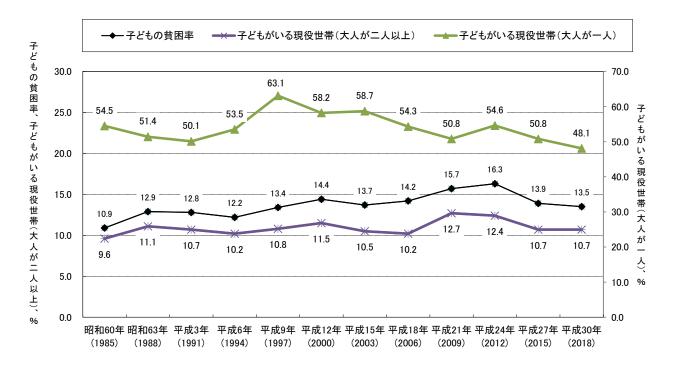


図4 貧困率の推移

# 第5回 次代のユニオンリーダー調査 パネルディスカッション (連載第2回)

<パネリスト>

法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科・教授

NTT労働組合 中央本部・事務局長

連合東京・事務局長

労働調査協議会・専務理事

<コーディネーター>

労働調査協議会・主任調査研究員

後藤

2022年10月3日、全電通会館において「第25回 労働調査セミナー」を開催した。専務理事の小倉か ら「第5回 次代のユニオンリーダー調査」の調査結果報告を行ったのち、パネリストとのディスカ ッションを行った。当日の講演録について3回にわけて掲載する(連載第2回、第1回は3月号に 掲載。文責は事務局)。

#### 〇後藤

ここからは各テーマごとに議論をしていきたい と思います。まず、小倉から今回の調査データで 特徴的なところを紹介した上で、柴田さん、斉藤 さん、藤村先生にコメントをいただく形で進めた いと思います。

#### [オンラインの活用]

まず最初のテーマは、オンラインの活用です。 組合活動のやり方はこの2年間ぐらいで大きく変 わったと思います。私たち労働調査協議会が行う 調査も、それまでは紙の調査が主体でしたが、こ の2年間でウェブ調査が大きく増えました。その 点について、取り上げたいと思います。

#### 〇小倉

今回、コロナ禍の中で調査を実施して、やはり 組合活動が変わっているというような状況もあり ました。コロナ禍を経て、組合活動の中でもオン ラインツールがこれからどのように活用されてい くのか、メリット、デメリットも含めて多くの組 合が悩むところかと思います。

オンラインツールのあり方については、考えら れることは2つあります。一点目として、今回の 調査結果から、組合役員の間ではかなり使われて きていることがわかります。例えば、単組や地方 連合会の中での構成組織との関わりや、職場、支 部、あるいは分会、そういったところでオンライ ンツールを活用した組合活動がされてきたことで、 時間的な部分や参加する組合役員の幅、特に女性

などで土日に活動しやすくなってきた、などといった実感もあるのではないかと思います。

もう一点は、一般組合員とのやりとりです。今までは、組合役員として現場に行って、組合員に個別に説明しながら意見交換や相談を受けることができましたが、コロナ禍の中で、オンラインツールはどのように使われているのでしょうか。オンラインでできないことや、リアルの大切さを実感されている部分もあるかと思います。そういったオンラインツールを活用されている中での課題感や実感を含めてご紹介いただければと思います。

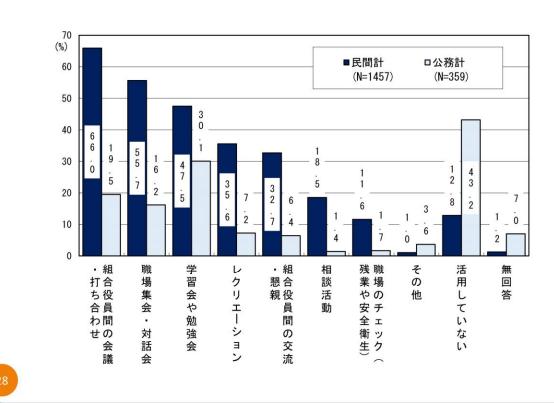
#### 〇柴田

オンラインツールの活用にあたっては、新型コロナウイルスが大きな要因ではありましたが、その機を捉えて、会社がリモートワークを積極的に

推進しました。そのため、東、西、コミュニケーションズ、ドコモ、データなど会社によってリモートワーク率は異なりますが、組合員の皆さんのリモートワーク率が大きくなりました。そういう実態があったので、非専従の役員の方も含めて、まずは組合活動にオンラインツールを活用せざるを得ないというところから始まっています。

オンラインツールの活用には時間の有効性があり、また、今までのように人を集めて組合の取り組みを行うのに比べコスト面でも有利です。一方、オンラインではなかなか難しいこともあります。リモートでのコミュニケーションだけですと、相手が何を言いたいのかがうまく伝わらないこともあります。そういったときは、やはり現地に行って実際に意見を聞いてくる、というようにハイブリッド的な活動を行っています。





会社は、自宅を職場にすることを"リモートスタンダード"と銘打って取り組んでいますが、ずっと自宅にいることでコミュニケーションの問題も生じてきますので、ハイブリッドワークということを志向しなければいけないと思っています。

多分、オンラインツールの活用をやめるということにはならないので、どうやって組合活動との整合性を取っていくかが重要ですが、これは本当に難しいですね。人の顔色が見えるかどうかは私たちにとって大事なことなので、これからどのように解決していくかが課題だと思っています。

# [オンラインに適した活動/適さない活動]

#### 〇後藤

ありがとうございます。組合活動のオンライン 化を進められたというお話ですが、オンラインで やりやすい活動とそうでない活動があると思いま す。先ほどお話に出ていた研修も、参加する人は 増えるかもしれません。一方で、どのようにして 効果的なものにしていくのかという難しさがある と思うのですが、いかがでしょうか。

#### 〇柴田

例えば藤村先生の講演を開催するとします。藤村先生のお話を聞けるという価値を幅広く提供するという意味では、オンラインでいいと思います。けれども、生で藤村先生を見てもらいたいという場合には、東京の方は実際に足を運ぶことができても、地方の人には難しいです。そういう意味では、ある程度の合意形成ができそうな会議はリモート、オンラインでいいかなと思っていますが、組合としてこれから決めようか決めまいかといった生煮えの話や、腹を割って話すような話というのは、やはり集まったほうがいいのではないかと思います。この2~3年、そういった活動も全てリモートで行っておりましたが、これでいいのか悩む場面もたくさんありました。

#### [地方連合会でのオンラインの活用]

#### 〇後藤

ありがとうございます。では、地方連合会のオンラインツールの活用について、斉藤さんからお願いします。

#### 〇斉藤

地方連合会や連合の活動でのオンライン活用ですが、私が地方連合会の事務局長になって4か月経った頃からコロナ禍になって、地方連合会の活動らしい活動をあまりやらないまま3年が経ってしまったな、というのが正直なところです。やはり地方連合会の活動ですから、従来はアナログを中心でやっていたのですが、2020年3月末の緊急事態宣言が出ているときに、これは長期化するだろうと思い、4月からはみんなが在宅勤務できるようにしようということになりました。一方で「こういう時期だからこそ、労働者のために」というこだわりで、労働相談だけは、輪番で事務所に出勤して電話を取ることにしていました。

そして、連合本部よりも先にオンラインのテレビ会議システムを入れて、執行委員会もそれで行うようになりました。民間労組の方々は結構オンラインで組合活動をしていたのですが、例えば現業で社会インフラを支えている方々の組織は出勤して働くのが基本なので、オンラインのシステムがなかなか入らなかったというところもあります。毎月1回の執行委員会では、現場を離れられずなかなか参加できない役員もおり、地域に行けば行くほど、オンラインの活用状況のギャップがあり、やはり活用の難しさはありました。

一方で、オンラインツールを活用してよかったこともあります。リアルの開催だと、会場を押えたり、参加者を集めたりというのが大変ですよね。私たちは、コロナ禍でも法律改正の勉強会などのセミナーをやっていました。オンラインのセミナーであれば、200人とか申し込みが来るわけです。会場開催だと参加が難しかった方々も、オンラインなら参加できると申し込みが増えました。組合

活動はコロナとともに変わってきていると実感します。

今の活動はリアルとオンラインの併用が普通になっています。参加はオンラインでも、リアルでも構いません。執行委員会に今まで一度も入ったことがなかった産別が、オンラインになったら参加するようになったりもしました。

なお、会場の席の関係もあるので、リアルで来る人は必ず先に連絡を入れてもらうようにしています。執行委員会で何か言いたいと現地参加する人もいます。やはり皆さん、選挙の話とか政治の話で言いたいことがいっぱいあるので、リアルの参加の中でそういった意見を聞いたりしていました。

#### 〇後藤

ありがとうございました。では、柴田さん、斉藤さんのお話を伺って、藤村先生からコメントを

いただければと思います。

#### [オンラインの使い分け]

#### 〇藤村

オンラインツールは本当によく使われるようになりましたよね。コロナが始まる前はできない理由ばかり挙げて、無理だと言っていたのが、やらざるを得ないとなると何とかなったと思うのですけれども、オンラインというのは手段です。目的に合わせて手段を選ぶという、そこを間違えてはいけないと思います。

これは組合というよりも、会社側の方とお話をするときに、よく言うのですが、業務処理と業務革新とは違います。業務処理というのは、オンラインで十分できると思います。でも、業務革新という話になると、オンラインでは難しいのではないか。革新をするためには、今、何が問題か発見

# 2. オンラインツール活用によるメリット

		や要望があがる組合員からの意見	が参加してくれる参加困難な組合員	やすくなった個別の相談を受け	アクセスが増えた組合SNS等への	― レス化が進んだ機関紙等のペーパ	がった取り組みの幅が広	やりやすくなった役員間の会議等が	るようになった時間を有効に使え	の両立がしやすい仕事や家庭生活と	その他	感じることはないとくにメリットを	は活用していないオンラインツー ル	無回答	件 数
-	オンラインを活用 している計	12.3	46.3 ②	8.4	6.1	27.3	24.6	39.7 ③	56.3 ①	24.2	2.0	9.6	2.0	0.5	1431
	民間計	12.9	48.3	9.3	6.9	29.9	25.8	43.2 ③	58.5 ①	25.7	1.5	8.5	1.9	0.2	1252
組合	三役	13.9	57.5 ②	12.6	8.8	41.8	33.3	56.8 3	67.7 ①	36.7	1.0	4.8	1.0	•••	294
の役	執行委員	11.7	47.9 ②	8.2	6.6	27.7	25.9	42.8 ③	58.5	23.4	1.7	7.8	1.6	0.1	752
職	三役・執行委員以 外の役職	16.2	36.8 ②	8.3	4.9	21.1	14.2	25.5 3	45.1	<u>18.6</u>	1.5	15.7	4.4	1.0	204
	公務計	7.8	<u>32.4</u>	2.2	<u>1.1</u>	<u>8.9</u>	<u>16.2</u>	<u>15.1</u>	41.3 ①	14.0	5.6	17.3	2.8	2.2	179
組合	三役	11.1	38.9 ②	5.6	2.8	8.3	30.6	19.4	52.8 ①	19.4	8.3	13.9	•••	•••	36
の役	執行委員	8.5	40.7	<u>1.7</u>	1.7	6.8	18.6 ③	18.6 ③	32.2 ②	18.6 ③	3.4	16.9		3.4	59
職	三役・執行委員以 外の役職	<u>6.0</u>	23.8	1.2		10.7	8.3	10.7	42.9 ①	8.3	6.0	19.0	6.0	2.4	84
性別	男性	12.8	45.7 ②	9.0	6.2	27.6	24.9	38.2	54.5 ①	22.6	2.0	10.1	2.2	0.3	1186
	女性	9.9	49.2	5.4	5.4	25.6	23.6	47.5 ③	65.7 ①	32.2	2.1	6.6	1.2	1.2	242

※下線数字は「オンラインを活用している計」より5ポイント以上少ないことを示す

<sup>※</sup>薄い網かけ数字は「オンラインを活用している計」より5ポイント以上多いことを示す

<sup>※</sup>濃い網かけ数字は「オンラインを活用している計」より15ポイント以上多いことを示す

<sup>※</sup>丸数字は比率の順位(第3位まで表示)

しないといけない。問題を発見し、その原因を究明し、対策を立て、ではこのように変えていこう。 そういう話になると、オンラインではなかなか難 しいなと思います。やはり現場にいる人たちが 日々活動していく中で、「この辺り、変だよね」 とか、そういう感覚はとても大事ですから、業務 革新をやろうとしたときに、オンラインだけでと いうのは難しいでしょう。だから、そこは使い分 けることが必要だと思います。

ある会社の社長がこんなお話をされていました。 海外に事業所があって、以前はそこに行って、会 議をやっていた。でも、コロナでいろいろな制約 があって行けないので、オンラインでつないで会 議をやった。伝達事項や事業所の状況といった基 本的なところは伝わる。でも、実際にその場に行って会議室で話をしていると、何か言いたそうに している人がいて、指名すると意見を言ってくれ る。その意見がとても大事な意見だったりするそ うです。オンラインだと、なかなかそれが分から ないという、もどかしさがあるとおっしゃってい ました。これは、組合活動においても同じだと思 います。 オンラインというのは二次元なのです。画面に 顔が映っていて、二次元なのですね。でも、実際 に会うと三次元で相手のことが分かる。こちらに 伝わってくる情報量が格段に違うのです。その辺 りの使い分けというのをうまくやっていかなけれ ばいけないと思います。

もう一点、ある関西の労働組合が子育て中の短 時間勤務の女性に組合の役員として活動してもら っています。というのは、短時間勤務の人でない と分からないことがあるから、それを発言しても らうために組合役員をお願いしているそうです。 例えば、仕事が4時で終わって、子どもを迎えに 行って、一旦家に帰る。いろいろ子どもの世話を した上で、6時半からリモートで会議に参加をす ることができる。これはとてもいい手段ですねと おっしゃっていました。

ですから、これまでは組合の役員として活動してもらうのは無理だと思われていた人たちが、実は工夫次第で十分に参加できるということも、オンラインのよさだと思います。

(第3回に続く)

# ワンポイント・ブックレビュー

### ショーン・フェイ著、高井ゆと里訳、清水晶子解説 『トランスジェンダー問題—議論は正義のために』明石書店(2022年)

近年、労働組合でもLGBT・SOGIに関する周知など、取り組みが進められている。個人調査の性別欄には、トランスジェンダー等を配慮した「男性」「女性」以外の選択肢を設けることが一般的になっており、ジェンダー平等の担当者と、トランスジェンダーの組合員に対して(または、見えていないトランスジェンダーの組合員に対しても)、労働組合はどのような対応が必要なのか、といった話をすることも増えてきたように思う。

日本においても、LGBTQ+の文献や情報を目にすることは多くなったが、そのなかでトランスジェンダーに焦点を当てた文献はあまりなく、筆者自身、認識できていないことも多いと感じている。本書は、イギリスにおけるトランスジェンダーにかかわる問題について書かれた本であるが、日本のトランスジェンダー問題を考えるうえでも重要な示唆を与えてくれる。また、トランスにとって直接的な(のようにみえる)課題だけでなく、トランスが収入を得るための手段の1つとなっているセックスワークの問題や、刑務所等におけるトランスに対する差別や暴力などについても取り上げており、ジェンダーの課題、国家と国民、とりわけマイノリティとの関係における権力構造などについても論じられている。そして、本書は、トランスジェンダーをめぐる様々な困難を指摘しつつも、連帯の必要性を訴え、マイノリティが不平等から解放されることへの著者の願いが込められた一冊と感じた。

トランスジェンダーの当事者に自殺が多いことは、日本でも報告されているが、家族からの虐待、拒絶による暴力やホームレス化の実態など、イギリスのトランスの子ども、若者たちの経験や、様々なデータをもとにしたイギリスの実情が紹介されている。こうしたデータによる「可視化」は、実態把握の必要性を示す。しかし、データを可視化しただけでは、その背景にある大きくかつ複雑な問題までを排除できないという著者の指摘は、性的マイノリティに限らず、様々な不平等を経験する"マイノリティ"にも共通するだろう。

また、トランス男性が男性用サービスにアクセスできない、暴力から逃れてきた女性たちを支援する組織にトランス女性に対する偏見が存在するなど、社会のサービスや支援がジェンダー化されていることによって、当事者が必要なサービスにたどり着きづらいことも、見落としがちな課題の1つである。また、著者は、フェミニズムとトランスジェンダーとの関係を「醜い姉妹」と表現しているが、フェミニズム的なロジックによるトランスジェンダーの排除は、日本においても存在している。他方、LGBTQ+のなかにおいても、同性愛者とトランスなど、その関係性も単純ではない。LGBTQ+に限らず、課題を明らかにしたり、議論を進めるうえでは、それぞれをグルーピングすることが必要な場面も多いが、「L」「G」「B」「T」それぞれに対する理解の相違や、これらの(創られた)区分に個々の多様なセクシュアリティをあてはめきれないことが様々な問題の背景にあることを改めて理解することができた。

他国の実情をもとに書かれた翻訳書であり、かつ、専門的な用語を含む読み応えのある内容ではあるが、巻末の清水晶子氏による「解説」と、訳者解題が、その理解を助けてくれる。そこに書かれている、日本におけるトランスジェンダーをめぐるこれまでの経過と現状からは、2021年にイギリスで出版されたこの本が、その翌年に日本で翻訳され出版されたという意味も読み取れる。この「解説」と「訳者解題」から読みはじめるという読み方もお勧めしたい。(後藤 嘉代)

# 労働調査協議会 事務所移転のご案内

#### 拝啓

陽春の候、皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊会が入居しております電機連合会館が、三田小山町西地区第一種 市街地再開発事業に伴い、下記に移転することになりました。

なお、移転期間は、<u>2023 年 5 月 8 日 (月) より 2030 年度 (予定) まで</u>となっております。

今後とも変わらぬご高配、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

## 【移転先住所】

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 | 丁目3番 | 号 幸ビルディング6階 電 話 03-6257-3883 FAX 03-6257-3884



# 労調協の共同調査

労働調査協議会(労調協)は、わが国で最初に設立された労働組合のための総合調査研究センターです。労働組合が基金をだしあい、労働組合と力を合わせて、労働問題を調査・研究し、これを組合活動に役立てていくことを使命に設立されました。その後、使命の実現に向け、一貫して、政府・経営者・政党から独立した立場を守り、つねに労働組合と力を合わせ調査・研究に取り組んでいます。

労調協では労働組合から受託する調査・研究とともに、会員組合を中心に呼びかけて実施する共同調査にも事業として取り組んでいます。共同調査では、そのときどきで労働組合に必要とされるテーマを取り上げ、調査・研究の成果を広く社会に発信しています。近年のテーマは以下の通りです。

# 共同調査における近年の調査テーマ

「定年後の雇用者の仕事と生活における諸問題と今後の取り組み課題」(2010年)

「人と人のつながりに関するアンケート調査」(2012年)

「第4回次代のユニオンリーダー調査」(2015年)

「次代のユニオンリーダーの意識と実態に関するインタビュー調査報告書」(2019年)

「第5回次代のユニオンリーダー調査」(2022年)

労調協のホームページでは調査結果の概要などを掲載しています。ご活用ください。 (https://www.rochokyo.gr.jp/html/kyoudou.html)

労調協 共同調査



# 労調協

労働調査協議会(LABOUR RESEARCH COUNCIL) 〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館2F

TEL. 03-3453-8071 FAX. 03-3453-8072 https://www.rochokyo.gr.jp/